

# 太平洋クロマグロの小型魚漁獲 半減に向けた取組について (第 2 部)

水産庁

管理課広域資源管理推進班

課長補佐 竹 越 攻 征

漁場資源課長 神 谷 崇

第 590 号  
(第 51 卷 第 2 号)

編 集 一 般 財 団 法 人 東 京 水 産 振 興 会  
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会

(題字は井野碩哉元会長)

目次

太平洋クロマグロの小型魚漁獲半減に向けた取組について(第二部)

第五九〇号

まえがき..... 1

第二部 小型魚漁獲半減措置を受けての国内の対応..... 2

時事余聞 編集後記

竹越攻征

略歴

▽昭和五十三年生まれ。平成十三年東京水産大学卒業、十五年水産庁入庁、十七年鹿児島県庁出向、十九年水産庁栽培養殖課内水面班係長、二十三年同国際課捕鯨情報企画官、二十五年同漁業調整課かつお・まぐろ漁業企画官、二十七年同管理課課長補佐(広域資源管理推進班担当)。

神谷崇

略歴

▽昭和三十七年生まれ。六十年九州大学農学部水産学科卒業、同年水産庁入庁、平成十七年石川県水産課長、二十年水産庁国際課漁業交渉官、二十四年同漁業調整課首席漁業調整官、二十六年同資源管理部参事官、二十八年同漁場資源課長。

# 太平洋クロマグロの小型魚漁獲 半減に向けた取組について

## (第二部)

水産庁

管理課広域資源管理推進班

課長補佐 竹 越 攻 征

漁場資源課長 神 谷 崇

まえがき

日本は、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」）の決定に基づき、二〇一五（平成二十七）年から太平洋クロマグロの三〇キログラム未満の小型魚の総漁獲量を四、〇〇七トンに制限する措置（二〇〇二～二〇〇四年平均水準からの半減）

通称「半減措置」を実施している。これは、定置網も含め全ての漁業の総漁獲量を規制する前例のない措置である。本書では、どのようにしてこの措置を導入するに至ったかの経緯と対応を時系列的に記述した。二〇一四（平成二十六）年のWCPFCにおける半減措置決定までの国際的・国内的な対応を第一部（但し国際的対応に関しては二〇一六年四月まで記載）、半減措置決定以降の国内対応を第二部とし、第一部は神谷が前号において取りまとめ、第二部は竹越が本号において取りまとめた。両号とも公表資料をベースに事実の解説を基本に個人の立場で執筆した。用いた公表資料は発表年月日と題名を記した。なお、注釈の番号は第一部（前号）から連続する形で表記した。

## 第二部 小型魚漁獲半減措置を受けての国内の対応

第二部では、二〇一四（平成二十六）年のWCPFCにおける、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の半減など、厳しい国際的な管理措置の決定を受けて、日本国内の管理が、現在（二〇一六（平成二十八）年）のような形になるまでの試行錯誤のあゆみをテーマ毎に述べていきたい。

（まず、はじめたこと、それは漁業者への説明）【資料1】

各地域の漁業者の代表などで構成される広域漁業調整委員会の場で、水産庁から太平洋クロマグロをめぐる国際情勢や、国内の対応方向を説明し意見を伺うこととした

資源管理を行うには、一にも二にも漁業者の理解と協力がなければ絶対に進まない。このため、二〇一四（平成二十六）年二月の資源評価結果を受けて、今後の国際的な議論の流れも踏まえつつ、日本として三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の半減に取り組みざるを得ないとするならば、国内漁業者にきちんと状況を説明する必要がある。そこで、各地域の漁業者の代表などで構成される広域漁業調整委員会の<sup>\*30</sup>場で、水産庁から太平洋クロマグロをめぐる国際情勢や、国内の対応方向を説明し意見を伺うこととした。

具体的には、二〇一四（平成二十六）年三月に東京などで開催された広域漁業調整委員会において、国際情勢として、資源評価結果や国際的議論の流れを説明し、それらを受けた国内の対応方向として、

- ・ 国内の関係漁業についても、二〇一五（平成二十七）年から、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）漁獲量の半減に取り組むこと
- ・ 漁業種類別の削減方法としては、大中型まき網漁業は漁獲量上限規制を強化すること、曳き縄や定置網等の沿岸漁業は漁獲量モニタリングシステムを構築し、漁獲を抑制していくこと

\*30 広域漁業調整委員会は、沿岸・沖合の漁業者代表や学識経験者などで構成され、水産資源の管理などについて話し合う場で、漁業法に基づき設置されており、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会がある。

## 2. 日本としての資源管理の方向性①

- 「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」(平成22年5月11日農林水産省)及び現在の資源状況を踏まえ、
- 太平洋クロマグロの親魚資源を10年以内に歴史的中間値まで回復させるべく、
  - 当面の間、**未成魚漁獲量の2002-2004年平均レベル(漁獲実績)からの半減**に向けて、国際的・国内的な対応を進めることとした。

【参考】「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」(平成22年5月11日農林水産省)(抄)

### 2. 今後の対応

#### (1) 基本的な対応

未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進します。また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理していきます。

## 2. 日本としての資源管理の方向性②

### 国際対策

- IATTC・WCPFCにおいて適切な保存管理措置(未成魚漁獲量の半減等)が採択されるよう、我が国がリーダーシップを一層発揮。

### 国内対策

- 2015年から、未成魚漁獲量の2002-2004年平均レベル(漁獲実績)からの半減に取り組む。
- 具体的な取組手法等は、広域漁業調整委員会等において検討。
- 漁業種類別の削減方法
  - ① まき網：漁獲量上限規制を強化
  - ② 曳き網、定置網等の沿岸漁業：  
本年4月導入の承認制をベースに漁獲量モニタリングのシステムを構築し、漁獲を抑制等
- 削減幅は、原則3年ごとに行われる資源評価の結果を踏まえ、適宜見直し。

【資料1 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について(2014年3月)】

(出典：第23回日本海・九州西広域漁業調整委員会 (H26年3月19日開催) 資料より抜粋)

二〇一四(平成二六)年五月二日、沿海地区三九都道府県の水産部局の課長級職員の方に東京に集まってもらい、太平洋クロマグロをめぐる国際情勢と対応方向について、水産庁から説明を行った。

### (都道府県水産部局への説明)

資源管理を進める上で、漁業者の理解と協力が第一ではあるが、行政という側面で見ただけでは、水産庁だけでは進まないというところ、それだけではうまく進まず、都道府県など地方行政の協力が必須である。特に太平洋クロマグロの場合は、全国津々浦々で漁獲されることから、都道府県との連携はなおのことである。

このため、二〇一四(平成二六)年五月二日、沿海地区三九都道府県の水産部局の課長級職員の方に東京に集まってもらい、太平洋クロマグロをめぐる国際情勢と対応方向について、水産庁から説明を行った。

を説明した。

委員からの反応は、

「我々(漁業者)としても、生活が苦しいが、将来のため、子どもたちのために、資源管理はいいことだし、必要」、

「ただし、具体的な管理の方法については、漁師の声を聞いてほしい」

「国内の管理ばかりではなく、メキシコや韓国など国際的な規制・管理も進めて欲しい」、

「産卵期の管理もしっかりすべき」、

「遊漁の管理も必要である」などであった。

現場に近い都道府県の担当職員が漁業者から質問された際に、困ることなく説明できるよう、太平洋クロマグロをめぐる状況について、正確な情報を入れておきたいという考えもあった

ところで、この「都道府県の課長級職員に集まってもらう会議」だが、通例では、「都道府県水産主務課長会議」という名称で、今回の太平洋クロマグロのように議題を一つに絞った形ではなく、水産庁全般に係る様々な分野を対象に開催しており、太平洋クロマグロに絞った臨時開催にしたという意味でも、水産庁がそれだけ本腰であった、或いは緊張感を持って取り組んでいた現れとも言える。

もう一つの観点として、日頃から沿岸漁業者と接する機会が多いのは、水産庁より都道府県であることから、現場に近い都道府県の担当職員が漁業者から質問された際に、困ることなく説明できるよう、太平洋クロマグロをめぐる状況について、正確な情報を入れておきたいという考えもあった。

当日の会議では、都道府県から様々な意見があつたが、その中でも最も多く寄せられた意見は、

「小型魚の半減と聞いた漁業者が大変不安に思っていること」、

「これから半減と聞く漁業者も同様に不安に思うであろうこと」

「可能であれば、水産庁から、直接、漁師に説明して欲しいこと」などであつた。

#### 〈全国五〇箇所以上での浜周りを開始〉【資料2】

水産では、浜での現地説明を「浜周り」と呼んでいる。

二〇一四（平成二十六）年三月の広域漁業調整委員会での意見や、同年五月の都道

浜周りをを行う以上、できるだけ多くの漁業者に説明できるように、水産庁内で複数の担当者によりチームを組んで、北は北海道、南は沖縄県までクロマグロが漁獲される全国津々浦々を可能な限りまわることとした

府県会議での意見を踏まえ、水産庁としては、まずは浜周りをを行い、太平洋クロマグロの資源状況と対応方向についてしっかりと説明し、浜の意見を伺うこととした。また、浜周りをを行う以上、できるだけ多くの漁業者に説明できるように、水産庁内で複数の担当者によりチームを組んで、北は北海道、南は沖縄県までクロマグロが漁獲される全国津々浦々を可能な限りまわることとした。

浜周りでの説明の概要は、

① 日本は太平洋クロマグロの最大の漁獲国であり消費国であること。そして、太平洋クロマグロの産卵場が南西諸島周辺と日本海の隠岐島周辺にあること。韓国、台湾が漁獲した太平洋クロマグロ、メキシコが漁獲し蓄養した太平洋クロマグロも日本に輸入され、日本で消費されていること。このことから、太平洋クロマグロは、事実上、我々日本人の魚であり、資源が減っているとすれば、まずは日本が率先して管理しないと、他国は付いて来ず、日本は持続的利用に大きな責任がある。

② 太平洋クロマグロは、三歳で一部が成熟（雌であれば卵を産み始める）を開始し、五歳で全てが成熟する。このため、管理上は、三歳未満と以上で成魚、つまり大人かどうか区別することとし、三歳の体重が約三〇キログラムであることから、三〇キログラム未満を未成魚（小型魚）、三〇キログラム以上を成魚（大型魚）とする。

③ 太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況を尾数ベースで見ると、三歳までに九割以上が漁獲されてしまい、漁獲のほとんどが未成魚（小型魚）であるため、資源を回復

しっかりと管理すればクロマグロ資源は必ず回復する。そのためには、全ての漁業で資源回復のための犠牲を払う必要がある。一つの漁業で残り残した分を他の漁業が獲らないようにする

させるためには、まずは未成魚（小型魚）の漁獲を我慢して、早く成魚を増やしていくことが必要。

④ 大西洋におけるクロマグロの管理でも、厳しい漁獲規制を行った結果、資源の増加が確認され、漁獲可能性が大幅に増大される見込みで、同じように太平洋においてもクロマグロの資源を回復させていきたい。

⑤ ①から④のまとめとして、しっかりと管理すればクロマグロ資源は必ず回復する。そのためには、全ての漁業で資源回復のための犠牲を払う必要がある。一つの漁業で残り残した分を他の漁業が獲らないようにする。

⑥ 太平洋クロマグロの資源状況として、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）の資源評価によると、二〇二二（平成二十四）年の親魚資源量は約二・六万トンで歴史的最低水準（約一・九万トン）付近。親魚資源量の将来予測（シミュレーション）では、回復目標を一〇年以内に、現在の親魚資源量約二・六万トンを歴史的中間値の約四・三万トンまで回復させることを目標とした場合、未成魚（小型魚）の五〇％削減以外は達成しない。また、達成確率は八割以上。二〇二二（平成二十四）年の未成魚（小型魚）の加入（発生）は、約七二万尾で、過去（六一一年間）八番目の低水準であり、直近五年間の平均値も、過去平均以下。このように未成魚（小型魚）の加入も、親魚資源量も悪いことから、早急な管理が必要。

⑦ WCPFCへの太平洋クロマグロの保存管理措置見直し提案としては、

・ 親魚資源量を二〇二五（平成二十七年）年から二〇二四（平成三十六）年までの間に六〇％以上の確率で、歴史的中间値まで回復させることを目標とする回復計画を実施。

・ 二〇キログラム未満の太平洋クロマグロの漁獲量は、二〇二二（平成十四）年から二〇二四（平成十六）年の平均漁獲実績の五〇％まで削減。当該漁獲上限を超過した場合には、翌年の漁獲上限から削減。

・ 二〇キログラム以上の太平洋クロマグロの漁獲量は、二〇二二（平成十四）年から二〇二四（平成十六）年の平均漁獲実績より増やさないための措置を講じることとする。

⑧ このような情勢を踏まえつつ、日本としての管理の方向性を考えると、太平洋クロマグロ親魚資源量を「一〇年で歴史的中间値まで回復」させることを目標に定め、この目標実現のため三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の漁獲量を二〇二二（平成十四）年から二〇二四（平成十六）年平均実績からの半減に向け、国際的・国内的な対応を進めていきたい。

⑨ このために、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の漁獲量を科学委員会の管理提言のとおり、我が国の二〇二二（平成十四）年から二〇二四（平成十六）年の三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の平均漁獲実績の八、〇一五トンから五〇パーセント削減の四、〇〇七トンとして、二〇二五（平成二十七年）年から取り組み

太平洋クロマグロ親魚資源量を「一〇年で歴史的中间値まで回復」させる

を進める。

⑩ この未成魚（小型魚）の四、〇〇七トンの漁獲上限を漁業種類で考えると、まき網は、五、〇〇〇トンから六、〇〇〇トンあった未成魚（小型魚）の漁獲量を二、〇〇〇トンまで落とし、まき網以外の曳き縄や釣り、定置網など沿岸漁業等は二、〇〇七トンとする。

⑪ また、まき網は、追加的な取り組みとして、WCPFCでは保存管理措置として求められていないが、産卵期の親魚の保護として二、〇〇〇トンの上限を設けており、今後、さらなる取り組みについて調整中である。

⑫ ここで沿岸の皆さんにお願いしたいことは、二つあって、  
・ まず、まき網で獲り残した分を、漁獲することで豊漁とならないようにして欲しいこと、

半減は未経験の分野ではない。今の漁獲を減らすのではなく、卓越が発生したときに、どうやって、獲り控えるかが重要

・ また、データ上は、二〇一二（平成二十四）年の我が国の三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の漁獲量は三、八一五トンとなっており、漁獲上限の四、〇〇七トンを下回っている。つまり、皆さん達にとつて、半減は未経験の分野ではない。今の漁獲を減らすのではなく、卓越が発生したときに、どうやって、獲り控えるかが重要。

⑬ 四、〇〇七トンの漁獲上限目標を守っていくために、皆さんの協力を得て、漁獲モニタリングを行っていききたい。

・ 大中型まき網については、水揚地が限定されており、漁業者団体を通じて迅速かつ正確な水揚げ状況の報告が上がってくるシステムが構築されており、これを活用していく方針。

・ まき網漁業以外は、曳き縄や釣りや定置といった漁業種類が複数あるが、回遊状況は、地域により、また年により大きく変動することから、公平な漁獲が出来るよう、それをモニターすることで対応していきたい。

・ 漁獲上限を超過した場合、超過分は翌年の上限から差し引かざるを得ず、確実にモニタリングにより超過を防ぐことが重要。

⑭ また、太平洋クロマグロの資源管理に取り組む漁業者の収入減少に対応するため、資源管理・収入安定対策の活用を検討している。具体的には、太平洋クロマグロの資源管理をより厳しい資源管理（強度資源管理タイプ）とみなし、基準収入の九五％（通常は九〇％）まで補填する仕組みの適用を検討中。

以上のような説明を行い、特に⑧以降の日本としての管理の方向性について、漁業者の皆さんからいろいろご意見を伺った。

後になって、当初の意気込みどおり全国の浜をまわることができたのかと、不安を覚えながら数えたところ、全国五〇箇所以上で、漁業者の皆さんと意見交換をすることができた。箇所数が多いから良いと言うつもりは毛頭ないが、それだけ多くの方に、クロマグロの資源管理のために時間を割いていただいて、我々の話を聞いてもらえた

太平洋クロマグロの資源管理に取り組む漁業者の収入減少に対応するため、資源管理・収入安定対策の活用を検討

### 3-6. ISCの管理勧告(抜粋)

- 親魚資源量は、**歴史的最低値付近**にあり、殆ど全ての生物学的基準値を超えた高い率で漁獲されている。
- 最近の**低加入が継続すれば**、現在のWCPFC及びIATTCの保存管理措置では**親魚資源の増加は期待できず**、歴史的最低水準を割り込むリスクが増加する。
- 上記を踏まえ、親魚資源量が歴史的最低水準を割り込むリスクを低減するため、**全ての年齢の未成魚の漁獲死亡率及び漁獲の更なる削減を検討**すべき。
- **未成魚削減は、未成熟の全個体について検討すべき(注1)。**
- 親魚資源量が低水準にあること、加入の不確実性並びに資源量への影響の重要性を考慮し、**加入動向を迅速に把握するための、加入モニタリングを強化**すべき。

注1:未成魚の定義が変更された場合の我が国の漁獲量は参考資料P28参照

得られた意見は、すぐに取り組めるものから、検討が必要なものまで様々であり、まずは、水産庁内で共有することとした

### 5-1. 日本としての管理の方向性について

- 太平洋クロマグロ親魚資源量を「**10年で歴史的中間値まで回復**」させることを目標に定める(注1)。
  - この実現のため**未成魚の漁獲量を2002-2004年平均実績からの半減**に向け、国際的・国内的な対応を進めていく(注2)。  
開始年:平成27年(2015年)
- ※ ISCの資源評価は3年に一度行われており、**今回の取組の結果、資源が好転すれば、規制の緩和の可能性。**
- 我が国の未成魚漁獲上限は**8,015t→4,007t**。
  - 漁業種類別の漁獲上限は最近の漁獲実績を踏まえると、
    - ① **まき網漁業で2,000トン、**
    - ② **それ以外の漁業(竿釣り漁業、曳き縄・釣り漁業、定置網漁業、その他)で2,007トン(注3)。**

注1:回復目標の考え方は、参考資料P.22参照

注2:国別漁獲実績は同P26参照。未成魚削減の考え方は、同P.23、24、25参照

注3:我が国の漁業種類別の未成魚漁獲実績は、同P27参照

【資料2 2014(平成26)年6月頃の浜周り資料】

(出典:2014(平成26)年6月頃の浜周り当初の資料より抜粋)

という意味で、この場をお借りし、感謝申し上げます。

漁業者の皆さんから、浜周りを通じて得た主な意見としては、資源管理は大事だとした上で、

「管理をする以上、不公平感が出ないようにクロマグロを漁獲する全ての漁業種類で管理すべき」、

「盛漁期にストップがかからないよう漁期に配慮してほしい」、

「養殖用種苗の採捕管理やクロマグロ養殖の管理もすべき」、

「遊漁も資源管理の歩調に合わせて欲しい」、

「産卵期の操業も管理すべき」、

「日本のみならず他国も同様の管理を行うべき」、

「今後の生活面を含めた資源管理への不安」などであった。

得られた意見は、すぐに取り組めるものから、検討が必要なものまで様々であり、まずは、水産庁内で共有することとした。

太平洋クロマグロは、一年中、日本全国のどこかで漁獲され、その年々の来遊状況によって日本のどこに漁獲が集中するか分からない、言わば全国規模の魚である。それを北海道から沖縄県までの沿岸漁業も含めた形で漁獲数量を厳格に管理する取組みは、水産庁にとって初めての経験である。このため、どのような管理手法で行っていくべきか、これだという絶対的な確証が得られない中で、本当に手探りの状態で進む

最も多かった意見の一つ「盛漁期にストップがかからないよう漁期に配慮してほしい」

しかなかった。浜周りにおいても、これらのことは漁業者の皆さんに包み隠さずお話しし、漁業者から教えを請う気持ちで浜に伺った。なので、水産庁の太平洋クロマグロの資源管理への取り組み姿勢は、「日々、漁業者をはじめ様々な方からの御意見をお聴きしながら常に管理手法を改善し、具体的な手法を詰めつつ、走りながら試行錯誤を積み重ねていく」であった。

#### (浜周りを踏まえての資源管理の方向性) 【資料3】 【資料4】

浜周りでは、先ほどのとおり、様々な意見が出されたが、最も多かった意見の一つに、「盛漁期にストップがかからないよう漁期に配慮してほしい」というものであった。例えば、管理期間の「一年」の設定の仕方だが、開始月を一月、終了月を二月とした場合、太平洋クロマグロがたくさん獲れるのが冬とすると、管理は一月から始まっているので、盛漁期の一二月には、既に一ヶ月分の漁獲が積み上がった状態で、この盛漁期に突入するので、一二月或いは、場合によってはその前の一月に漁獲がストップとなってしまう可能性がある。しかも、年末に向けて魚価も上がることが見込まれるため、そういった時期でのストップは、漁業経営への影響が大きくなってしま

う。  
このような観点で、仮に管理の「一年」を七月開始の翌年六月終わりとすると、冬の漁獲が大量に積み上がらない限りは、盛漁期の冬でのストップはかからず、何とか

## 5-2. そのために必要なこと

- 我が国として漁獲上限目標の4,007トンを確実に達成していくため、漁獲モニタリングを着実に実施<sup>(注1)</sup>。
- まき網以外の漁業については、全国を6ブロック<sup>(注2)</sup>に分けモニター。漁獲が上限に近づく場合、「警報」や「操業自粛要請」を漁業者のみならず、流通加工業者、消費者などへ広く発信。

注1: 国際機関の保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合、超過分を翌年の漁獲枠から差し引かれるのが通例。それ故、確実なモニタリングにより漁獲上限超過を防ぐことが重要

注2: 6ブロックは、以下を想定(広調委の海区分)  
太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海、日本海北部、日本海西部及び九州西部

【資料2 つづき】

## 補足説明 その1:まき網2,000トン、それ以外の漁業2,007トンの考え方

- 2002～2004年の日本の30キロ未満の未成魚平均漁獲実績は、まき網4,545トン、それ以外の漁業(竿釣り漁業、曳き縄・釣り漁業、定置網漁業、その他)3,470トンの合計8,015トン。
  - 単純に半減すると、まき網2,273トン、その他漁業1,735トンの合計4,007トンとなるが、近年の漁業実態も踏まえ、  
**まき網2,000トン、その他漁業2,007トン**  
としたところ。
  - 直近5年の30キロ未満の未成魚漁獲実績は、  
2008年:11,879トン 2009年: 9,701トン 2010年: 5,500トン  
2011年: 9,127トン **2012年: 3,815トン**
- つまり、
- ① 良くとれていた頃(02-04年)の漁獲の半減であり、現在の漁獲の半減ではない。
  - ② 2012年にはそれ以下の漁獲実績。未経験の漁獲ではない。
  - ③ むしろ、加入が良い年に、如何に捕り控えるかが課題！

## 補足説明 その2:なぜ沿岸までに上限値(2,007トン)を設けるのか

- 国際機関の保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合、超過分を翌年の漁獲枠から差し引かれることに。
  - ヨコワの来遊は年変動が激しい。
  - 仮に、沿岸だけで4,000トン漁獲してしまえば、翌年、沿岸の操業は不可能に！
- 沿岸漁業の毎年の安定的な操業確保のためにも、漁獲上限設定とその遵守が重要。

【資料3 2014(平成26)年7月頃の浜周り資料 補足説明①】

(出典:2014(平成26)年7月頃の浜周り資料より抜粋)

持ちこたえられる可能性がある。そして、ストップがかかるのが盛漁期から少しも外れば、その分、漁業経営への影響も少なくて済むことになる。

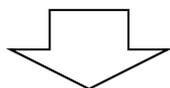
また、地域によっては、秋のサケや冬のブリが主力となっているところもあり、この時期に、太平洋クロマグロと一緒に漁獲されてしまう場合、太平洋クロマグロの漁獲が積み上がったからといって、主力のサケやブリを諦めるわけにはいかない。こうした時期にストップがかかるリスクを少しでも下げるため、管理の「二年」と漁期の「二年」をできるだけ合わせる方向で検討を進めることとした。

太平洋クロマグロは、前述のとおり、全国津々浦々で漁獲されるが、その年にどれだけ漁獲されるかは、来遊や漁場形成の状況で異なる。このため、管理の単位をあまりに細かく分け過ぎると、来遊によって、どこに漁獲が集中するか分からず、対応が困難となってしまうことから、全国を地域毎に、大きくいくつかのブロックに分けて管理する方向で検討を進めることとした。

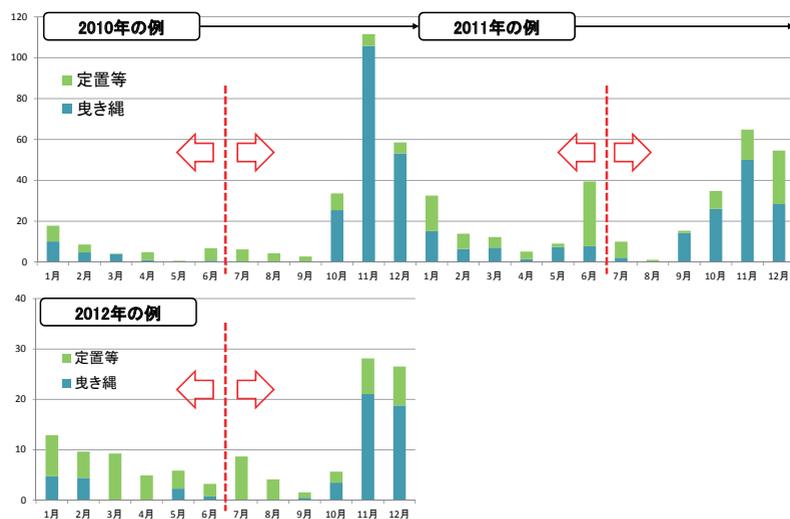
これらのアイディアはすべて、浜周りによって得られたものであった。

### 補足説明 その5-1:漁期をどう区切るか?

- 管理期間を1月1日～12月31日とすることの困難性。
  - 曳き縄による食用ヨコワの主漁期は冬場(年をまたぐ)。
  - 曳き縄による養殖用種苗ヨコワの主漁期は夏場。
  - 多くの地域で、定置の主対象魚種の盛漁期は冬場。
- 過去の月別漁獲実績から、7月1日～翌年6月30日を管理年とするのが現実的か。
  - 資源評価は、7月1日～翌年6月30日を漁期年としている。



### 補足説明 その5-2:漁期をどう区切るか?



【資料3 2014(平成26)年7月頃の浜周り資料 補足説明③】

### 補足説明 その3:沿岸を6ブロックに分ける理由 (漁業種類別でなく地域別に管理する理由)

- ヨコワの漁獲は、通常、西日本から開始。
  - 東日本に魚群が回る前に上限に達してしまう危険性。
- 地域別の不公平感をなくすためには、ブロック別の管理が必要。
  - 広域漁業調整委員会の海区分で漁獲上限を設定。
- 同じ地域でも、漁業種類(曳き縄・定置・釣り)毎の漁獲状況は大きく変動。
  - 漁業種類別に細分化すると、上限値が小さくなり、たまたま良い回遊が来ると、特定の漁業種類のみ操業停止の危険性が增大
- 漁業種類別の細分化は現実的ではない。
- まずは、沿岸6ブロックのゆるやかな管理から開始。

### 補足説明 その4:ブロック別の上限の具体値は?

- ブロック別の上限値は、現在、精査中で近々お知らせ予定。
- 考え方の基本は、
  - ① 2010～2012年の県別・漁業種類別・平均漁獲実績を、ブロック別に積み上げる。
    - 例) Aブロック:Aトン、Bブロック:Bトン、Cブロック:Cトン、Dブロック:Dトン、Eブロック:Eトン、Fブロック:Fトン
  - ② 2,007トンブロック別の比率で、各ブロックに配分。
    - 例) Aブロックの上限  

$$=2,007\text{トン} \times (\text{Aトン} / (\text{Aトン} + \text{Bトン} + \text{Cトン} + \text{Dトン} + \text{Eトン} + \text{Fトン}))$$
  - ③ 属人で管理
- 現在精査している内容(細かな話ですが、大切なこと)
  - 各県漁獲実績の再確認
  - ブロック間の融通をどうするか
  - 四捨五入か? 切り捨てか? (切り捨て分は国でプール?)
  - 10トン単位か? 1トン単位か? 等々

【資料3 2014(平成26)年7月頃の浜周り資料 補足説明②】

## 補足説明 その8: 県外船の扱いは?

- 漁獲量モニタリングは、属人。沿岸各地にまたがって操業する場合でも、属人で管理。漁獲実績はあくまでも所属する都道府県を通じてブロック単位で管理。
- しかしながら、異なるブロックで操業する場合、相手先の海域では警報や操業自粛要請がなされていることも想定。この場合は相手先の状況に準じた扱い。つまり、操業自粛要請がなされていれば、他ブロックの県外船も当然、操業自粛が必要。
- 例えば、A県の曳き縄漁船がBブロック周辺海域で操業する場合、Bブロックの漁獲が上限に達した場合、A県の曳き縄漁船は、Aブロックの漁獲が上限に達していない場合でも、Bブロックでの操業を自粛。

11

## 補足説明 その6: 漁獲量モニタリングはどのように行うのか

- まずは、本年度より試験実施し、報告頻度や手法などについて、各漁協、各都道府県に御協力頂きつつ、改良しながら進める。
- 報告は、各県が管下漁協分を取りまとめ、漁業情報サービスセンターにメール等で報告。併せて、漁協から直接、同サービスセンターに報告する手法についても試験実施。  
※ 報告頻度は、最低でも毎月一回とし、本試験では頻度を上げての報告も実施。
- 報告様式は、沿岸くろまぐる漁業(承認制)、定置網、その他の漁業(混獲等)の3種類。
- また、沿岸くろまぐる漁業は、本モニタリングを漁獲実績報告とリンクさせることで、漁業者負担を軽減。

9

## ○ 支援策の検討

- クロマグロの資源管理に取り組む定置網や曳き縄などの漁業者について、強度資源管理とみなし、資源管理・収入安定対策を活用して支援できないか検討中。

### (1) 事業の内容

#### 1. 漁業共済経由の補助 (共済掛金の追加補助)

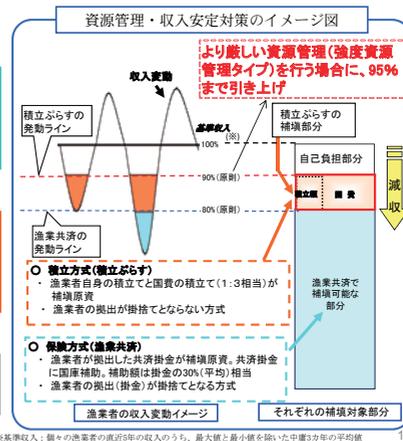
- ・ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済の仕組みを活用して補助
- ・ 補助額は、共済掛金の30%(平均)に相当

#### 2. 積立ぶらす経由の補助

- ・ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填
- ・ 補助額は、積立金の国庫負担分に相当(漁業者と国の積立金の負担割合は1:3)

### (2) 対象漁業者の要件

- ・ 資源管理計画・漁場改善計画の参加漁業者であり、かつ、計画に記載された措置を適切に履行していることが確認された者
- ・ 一定の契約割合以上で漁業共済に加入している者



12

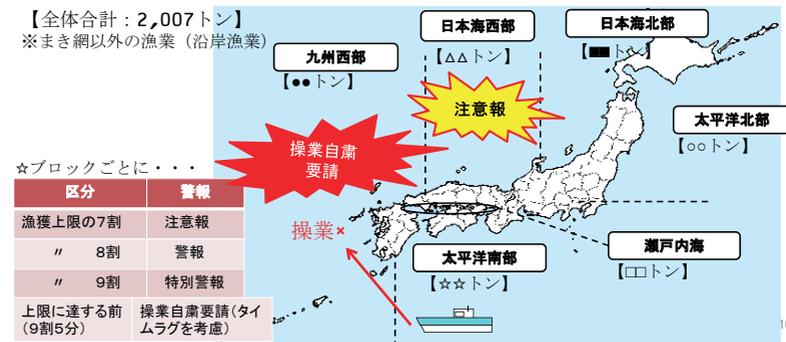
【資料3 2014(平成26)年7月頃の浜周り資料 補足説明⑤】

## 補足説明 その7: 「警報」や「操業自粛要請」のかけ方は?

- 全国を6ブロックに分けた漁獲量モニタリングにより、水産庁は、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック。
- ブロックごとに漁獲が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で「特別警報」、漁獲上限に達する前の9割5分の段階で「操業自粛要請」を都道府県を通じて漁業者に発出。併せて、この旨を水産庁ホームページに掲載しプレスリリース。

【全体合計：2,007トン】

※まき網以外の漁業(沿岸漁業)



10

【資料3 2014(平成26)年7月頃の浜周り資料 補足説明④】

二〇一四（平成二十六）年三月  
「資源管理のあり方検討会」

ときを同じく、二〇一四（平成二十六）年三月に、水産庁内に有識者からなる資源管理全般の検討会が設置され今後の資源管理のあり方について検討を行うこととなった。会議の名称は、「資源管理のあり方検討会」。太平洋クロマグロの資源管理については、このあり方検討会の中でも、個別事例の検討魚種として検討することとなった。その結果、同年七月の取りまとめでは、太平洋クロマグロについては、

- ・ 我が国はWCPFCの決定に基づき、従来から三〇キログラム未満を未成魚（小型魚）として漁獲規制を実施しており、我が国の未成魚（小型魚）漁獲上限を四、〇〇七トンとする
- ・ 漁獲上限の確実な遵守のため、報告頻度の高い漁獲モニタリングを実施することから、クロマグロの回遊時期や回遊量は地域により、さらに年により変動することから、地域間・漁業種類間の不公平感を生じさせぬよう、漁獲上限のモニタリングは、（i）大中型まき網漁業については操業海区単位で実施、（ii）それ以外の漁業については、全国を六ブロックに分け、各ブロック毎の漁獲総量が上限に近づく場合、「警報」や「操業自粛要請」を漁業者のみならず、流通加工業者、消費者などへ広く発信する
- ・ また、大中型まき網漁業において業界が自主的に取り組んでいる日本海の産卵期の漁獲管理についても、親魚資源の保護にも貢献するものであり、引き続き取組が進められるよう指導・調整を実施する

こととされた。

また、取りまとめの中で、定置網は魚種選択性の低い業種であることが、資源管理措置を講じる際の困難性を高めており、より効果的な管理措置を講じるためには、各地域・漁業種の自主性を尊重しつつも、必要に応じて関係都道府県の連携や国の関与が求められ、各種漁業の特性を踏まえた具体的な管理方策については更なる検討が必要であることが述べられている。

#### （漁獲モニタリング体制の構築）

資源管理を進めるに当たって、まずは、「いつ、どこで、どれだけの太平洋クロマグロの水揚げがあったのか」、つまり「漁獲量」を適時的確に把握する必要があった。加えて、全国で漁獲される太平洋クロマグロの場合は、全国規模で、できるだけタイムリーに漁獲量がわかるようなモニタリング体制でなければならなかった。

が、しかし、二〇一四（平成二十六）年の春現在、太平洋クロマグロの漁獲量を瞬時に把握する術はなく、一から漁獲量のモニタリング体制を作り上げていくこととなった。

「いつ、どこで、どれだけの太平洋クロマグロの水揚げがあったのか」

ア) 太平洋クロマグロ親魚資源量を「10年以内に歴史的中間値まで回復」させることを目標とし、2015年以降の未成魚の年間漁獲上限を2002年(平成14年)から2004年(平成16年)平均漁獲実績の50パーセントとする。(注2)

イ) 我が国は中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定に基づき、従来から30キロ未満を未成魚として漁獲規制を実施しており、我が国の未成魚漁獲上限を4,007トンとする。(注3)

ウ) 漁獲上限の確実な遵守のため、報告頻度の高い漁獲モニタリングを実施。

エ) なお、クロマグロの回遊時期や回遊量は地域により、さらに年により変動することから、地域間・漁業種類間の不公平感を生じさせぬよう、漁獲上限のモニタリングは、(i)大中型まき網漁業については操業海区単位で実施、(ii)それ以外の漁業については、全国を6ブロックに分け、各ブロック毎の漁獲総量が上限に近づく場合、「警報」や「操業自粛要請」を漁業者のみならず、流通加工業者、消費者などへ広く発信。(注4)

オ) また、大中型まき網漁業において業界が自主的に取り組んでいる日本海の産卵期の漁獲管理についても、親魚資源の保護にも貢献するものであり、引き続き取組が進められるよう指導・調整を実施。

カ) 選択的な漁獲が困難な定置網等に対するものも含め、上記措置の円滑な実施のための方策を検討。(注5)

キ) I Q方式については、既に大中型まき網漁業において、時期的に漁船別配分による管理が行われているが、その他の漁業については、選択的な漁獲が困難な定置網を含め多数の漁業種類・漁業者が従事し、漁獲状況も年変動が激し(注6)いことから、上記エの管理が現実的。

注1: H22.5.11 付け「太平洋クロマグロの管理強化についての対応について」農水省プレスリリース。

注2: I S Cの資源評価は3年に一度行われており、削減率は資源評価結果を受け、見直される可能性。

注3: 漁業種類別上限は、最近の漁獲実績等を踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 中型まき網漁業で2,000トン、
- ② 曳き縄・釣り、定置網といった沿岸漁業等で2,007トン。

注4: ブロック別の上限値、ブロック間の上限の融通等の詳細については、別途検討。

注5: 経済性を考慮した小型魚の重点的な保護策、漁業種類毎の管理手法、モニタリングシステム等を含む。

注6: 広域漁業調整委員会の承認隻数だけでも2万隻以上。

## 【資料4 つづき】

### III 資源管理施策について

#### 3. 公的管理の高度化

(1) T A C制度

ウ) T A C以外の管理方策

なお、資源が広域に回遊すること、広い地域で多くの漁業者が関係していること、その中の多くの漁業が定置網等の魚種選択性の低い業種であることが、資源管理措置を講じる際の困難性を高めている。よって、より効果的な管理措置を講じるためには、各地域・漁業種の自主性を尊重しつつも、必要に応じて関係都道府県の連携や国の関与が求められる。また、各種漁業の特性を踏まえた具体的な管理方策については更なる検討が必要である。

### IV 個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理の方向性

#### 3. 太平洋クロマグロ

(1) 資源の状況等

太平洋クロマグロ資源は非常に悪化しており、北太平洋まぐろ類国際科学委員会(I S C)は本年4月に以下の管理勧告を公表している。

ア) 2012年(平成24年)の親魚資源量(約26,000トン)は、歴史的最低水準(約19,000トン)近くまで減少しており、未成魚の加入も低水準の状況。

イ) 未成魚の低加入が継続すれば、現在の保存管理措置では親魚資源の増加は期待できず、歴史的最低水準を割り込むリスクが増大する。

ウ) このため、全ての年齢の未成魚の漁獲死亡率及び漁獲の更なる削減を検討すべき(I S Cの試算によれば、未成魚の漁獲量を2002年(平成14年)から2004年(平成16年)平均漁獲実績から50%削減した場合のみ親魚資源が回復)。

エ) 更に、加入動向を迅速に把握するための加入モニタリングを強化すべき。

(2) 今後の対応

太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国たる我が国が、国内における資源管理及び調査研究の強化を図るとともに、それと整合する形で国際的な資源管理をリードしていくとの方針に基づき、I S Cの管理勧告を踏まえ、以下の取組を推(注1)進していく必要がある。

## 【資料4 資源管理のあり方検討会取りまとめの中の太平洋クロマグロ部分】

(出典 資源管理のあり方検討会取りまとめ(平成26年7月資源管理のあり方検討会)資料より抜粋)

とは言え、漁獲量の把握体制が全く何もないかという点、推計ではあるが、年単位で、どれくらいか太平洋クロマグロが日本全体で漁獲されているかは把握可能であった。この年単位の漁獲量は、水産総合研究センター（現水産研究・教育機構）が、水産庁からの委託で、漁業者からの漁獲実績報告や都道府県を通じた実態把握調査などをもとに、日本の太平洋クロマグロの漁獲量を弾いているものだが、これを工夫して、月単位で把握できるように体制にできないか検討した。

そして、もう一つ乗り越えなければならない大きな壁は、太平洋クロマグロの資源管理が、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）と三〇キログラム以上の成魚（大型魚）に分けられている点だ。太平洋クロマグロは生物学的には三歳から成熟、つまり卵を持ちはじめるとされており、三歳の体重が約三〇キログラム前後であることから、管理上は三〇キログラム未満を未成魚（小型魚）、三〇キログラム以上を成魚（大型魚）としている。このため、モニタリングも必然的に、三〇キログラム未満のクロマグロがどれだけ漁獲され、三〇キログラム以上がどれだけかを分けて把握しなければならなかった。

また、当然のことながら、漁獲量の入力を実際に行う現場の方々の負担を少しでも減らす必要もあり、この点で、新たに作り上げるモニタリングシステムは合理的で、かつ操作が簡単なものでなければならなかった。

このとき、参考となったのが、TAC（読み方は「タック」、Total Allowable

管理上は三〇キログラム未満を未成魚（小型魚）、三〇キログラム以上を成魚（大型魚）としているため、モニタリングも必然的に、三〇キログラム未満のクロマグロがどれだけ漁獲され、三〇キログラム以上がどれだけかを分けて把握しなければならなかった。

Catchの略）と呼ばれる漁獲可能量制度で用いられている採捕量の集計体制であった。現在日本では、サンマやマイワシなど七魚種が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「資源管理法」という。）の対象となっていて、これらは魚種毎に年間の漁獲可能量が定められ、数量管理が行われている。クロマグロもこのTAC魚種の集計体制を活用できるところは活用していくこととなった。また、少しでも現場での混乱や負担感を拭えるよう、システムは都道府県や漁協などでも使用されているパソコンのエクセルをベースに作り上げることとなった。

これらの見通しがたった二〇一四（平成二十六）年四月一日に、東京で、「沿岸くろまぐろ漁業に関する関係都道府県担当者会議」を開催し、二〇一五（平成二十七）年からの漁獲量モニタリングの本格実施に向けて、まずは二〇一四（平成二十六）年中に試験実施を行い、改善点を整理しながら検討を進めることとなった。

#### （ブロック毎の漁獲上限の算出）

浜周りや資源管理のあり方検討会などを通じて、沿岸漁業は、まずは全国を六ブロックに分けて漁獲量のモニタリングを行い、半減に向けた取組みを進めることとした。しかし、このためには、ブロック毎に分けた漁獲上限がどうなるのか、まずは数字がはっきりしないことには検討も進まないことからブロック毎の漁獲上限の算出をはじめた。二〇一四（平成二十六）年六月のことであった。

二〇一四（平成二十六）年四月一日「沿岸くろまぐろ漁業に関する関係都道府県担当者会議」を開催

太平洋クロマグロの場合、漁獲データが細部にわたって全てそろっているかという点、そうはなっていない。

ここで、一般的な発想として、「日本を六つのブロックに分けて漁獲上限を決める」とすると、都道府県別の過去の漁獲データを集めて、ブロック毎に三年平均や五年平均を求めることを思い浮かべる。しかし、太平洋クロマグロの場合、先ほどの「漁獲モニタリング体制の構築」で述べたとおり、漁獲データが細部にわたって全てそろっているかという点、そうはなっていない。

では、何がどうなっているかという点、例えば、漁獲データで「クロマグロ」があったとして、詳しく見てみると、「クロマグロ」には、「太平洋クロマグロ」と「大西洋クロマグロ」があるので、両者が混じったデータとなっていたりする。仮に、この「クロマグロ」の漁獲データが「太平洋クロマグロ」のみであったとして、次に、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）と三〇キログラム以上の成魚（大型魚）に分けられた漁獲データとなっているかという点、そこまで分けられたデータにはなっていないことが多い。さらに、これが都道府県別に分けられていて欲しいのだが、いろいろ調べたものの、これらの条件に全て合致するものはなかった。

ブロック別の漁獲上限を算出するに当たり、必要となるデータは何かを整理すると、太平洋クロマグロの三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の都道府県別漁獲量の過去何年か分である。そこで、何とか活用できそうなデータはないのか、様々な検討の末、たどり着いたものとして、水産庁が都道府県を通じて行っていた調査（我が国周辺クロマグロに関する漁業等の実態把握調査）と漁獲実績報告（広域漁業調整委員会

指示に基づく沿岸くろまぐる漁業の漁獲実績）であった。ただ、これらの調査や漁獲実績報告は、そもそも漁獲上限算出のために集めたデータではないので、特に調査の方は、カバー率なども都道府県によって異なることもあり、万一にも齟齬がないよう、改めて都道府県に確認した上で、より良いデータや誤りがあった場合は、再度、都道府県から最新のデータを提供してもらうこととなった。

こうして提供してもらった都道府県からのデータは、把握方法が必ずしも全ての都道府県で統一されていないものの、ブロック別の配分比率を設定する上での基礎データとしては、使用することは可能と水産庁として判断し、これらの都道府県データを結集させてブロック毎の漁獲上限を算出した。そして、このブロック毎の漁獲上限を、二〇一四（平成二十六）年八月の全国会議で示すこととなった。

#### （二〇一四（平成二十六）年八月の全国会議）

水産庁では、例年八月に、全国津々浦々の漁業者・養殖業者、流通・加工業者、関係団体の皆さんが一堂に会し、クロマグロの管理について情報共有や検討する場として全国会議を開催している。正式名称は「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」である。

全国会議のこれまでの歩みとしては、第一回目の開催が二〇一〇（平成二十二）年で、二〇一四（平成二十六）年の全国会議は第五回目に当たる。第五回会議は、八月

提供してもらった都道府県からのデータは、把握方法が必ずしも全ての都道府県で統一されていないものの、ブロック別の配分比率を設定する上での基礎データとしては、使用することは可能と水産庁として判断し、これらの都道府県データを結集させてブロック毎の漁獲上限を算出した。

二六日に、東京の三田共用会議所で開催した。

二〇一〇(平成二十二)年五月一日	太平洋クロマグロの管理強化に関する説明会 (第1回)
二〇一〇(平成二十二)年九月二日	太平洋クロマグロの資源管理に関する全国会議 (第2回)
二〇一一(平成二十三)年三月一四日	中止
二〇一二(平成二十四)年八月一九日	太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議 (第3回)
二〇一三(平成二十五)年八月二日	太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議 (第4回)
二〇一四(平成二十六)年八月二六日	太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議 (第5回)

会議では、まず、翌月の九月一日から、中西部太平洋まぐろ類委員会第一〇回北小委員会が開催されることから、水産庁より、国際情勢と北小委員会での議論の見通しを説明し、それから、次のような形で、国内の管理の方向性について説明した。

#### 【国内の管理の方向性の概要】

- 三〇キログラム未満の未成魚(小型魚)の漁獲量を二〇〇二～二〇〇四年平均漁獲実績八、〇一五トンから半減の四、〇〇七トンを漁獲上限とする。
- 漁業種類別の漁獲上限は最近の漁獲実績を踏まえると、
  - ① 大中型まき網漁業で二、〇〇〇トン、
  - ② その他の沿岸漁業等(曳き縄、定置網等)で二、〇〇七トン。
- 大中型まき網漁業については、二、〇〇〇トンを操業海区単位で管理。  
※並行して日本海の産卵期の漁獲管理について検討。

- その他の沿岸漁業等については漁獲量の報告体制を整備し、二、〇〇七トンを全国六ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバック。
  - ① 日本海北部 四一〇トン
  - ② 太平洋北部 二八五トン
  - ③ 日本海西部 一〇五トン
  - ④ 太平洋南部 二四五トン
  - ⑤ 瀬戸内海 五〇トン
  - ⑥ 九州西部 七八五トン
- ※このほか、近海竿釣り漁業等一〇六トン、水産庁留保分二二トン
- ※六ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)
- ブロックごとに漁獲が上限の七割に達した段階で「注意報」、八割で「警報」、九割で「特別警報」、漁獲上限に達する前の九割五分で「操業自粛要請」を都道府県を通じて漁業者に発出。併せて、この旨を水産庁ホームページに掲載しプレスリリースし、漁業者のみならず流通加工業者、消費者などに広く情報発信。

その後、太平洋クロマグロに関する最新の調査・研究について水産総合研究センター(現水産研究・教育機構)から説明し、意見交換を行った。会議の結果としては、三〇キログラム未満の未成魚(小型魚)の半減やブロック別の上限等の基本的方向性について、大きな異論はなく了承され終了したが、会議を通じてあぶりだされた主な

検討課題として、ブロック毎の詳細な管理手法の検討や、定置網の漁獲管理、未成魚（小型魚）とは別個に産卵期を含む親魚（大型魚）の管理などがあつた。

#### （続、ブロック毎の漁獲上限の算出）

先ほどのブロック毎の漁獲上限の算出には、実は続きがあつて、全国会議で示した後の議論として、都道府県から結集したデータについて、様々な意見が寄せられた。

例えば、都道府県において、今一度確認したところ、未成魚（小型魚）と成魚（大型魚）の区分の勘違いが見つかったなどで、ときは、二〇一四（平成二十六）年秋のことだった。

参考までに、このときの国際情勢としては、WCPFC北小委員会で、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の半減などを含む保存管理措置が決まり、二月のWCPFC本会合で正式決定すると、二〇一五（平成二十七）年から実施という状況であつた。

水産庁としては、適切な管理を進めるためにも、二〇一五（平成二十七）年からの資源管理の実施に先立ち、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の漁獲量の都道府県別数量を可能な限り正確に把握する必要があると判断した

水産庁としては、適切な管理を進めるためにも、二〇一五（平成二十七）年からの資源管理の実施に先立ち、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の漁獲量の都道府県別数量を可能な限り正確に把握する必要があると判断した。そして、二〇一四（平成二十六）年一〇月三十一日、都道府県に対し、都道府県から提出のデータについて再確認を依頼し、その上で、今一度、ブロック毎の漁獲上限を算出することとした。結

果的には、この一連の作業には一か月ほどを要し、二〇一四（平成二十六）年一二月一日になつて、再度、都道府県から結集したデータで、新たな漁獲上限の算出作業を終えた。そして同日付（十二月十一日）で、新たな漁獲上限を都道府県と共有するとともに、都道府県を通じて、関係漁業者や漁協などに対しても、この新たな漁獲上限の周知を依頼した。

日本の国内の未成魚（小型魚）の半減などの管理も、正式に二〇一五（平成二十七）年一月から開始することとなつた

また、二月のWCPFC本会合により、二〇一五（平成二十七）年からの保存管理措置として、正式に三〇キログラム未満未成魚（小型魚）の漁獲量の半減などの保存管理措置が決定したことから、日本の国内の未成魚（小型魚）の半減などの管理も、正式に二〇一五（平成二十七）年一月から開始することとなつた。

ここで、ちよつと思ひ出さねばならないことは、日本の沿岸漁業の管理の一年は、漁期の一年に合わせるため、七月始まりの翌年六月終わりの一年としていることである。さらに、一部のブロックは、四月始まりの翌年三月終わりとしているところもあつた。つまり、二〇一五（平成二十七）年一月からの管理開始に合わせると、一月から六月までの六ヶ月間、或いは一月から三月までの三ヶ月間を足し合わせないと、管理に空白期間が生じることになってしまう。

\*31: 平成二十六年十月三十一日付け二六水管第一六四九号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

\*32: 平成二十六年十二月十一日付け二六水管第一六四九一二号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

こうしたことから、先ほどの二〇一四（平成二十六）年二月一日付けで都道府県に共有した、ブロック毎の一年分の新たな漁獲上限についても、一年六ヶ月間（一部ブロックは一年三ヶ月間）分となるように、季節毎の漁獲状況を勘案しながら、引き延ばして算出する必要性が生じた。結果として、年末の押し迫るギリギリまで作業に時間を要したが、何とか二月二十六日になって、一年六ヶ月間（一部ブロックは一年三ヶ月間）の漁獲上限を都道府県に共有するに至った。<sup>\*33</sup>併せて、都道府県を通じて、関係漁業者や漁協などに対し、一年六ヶ月間（一部ブロックは一年三ヶ月間）の漁獲上限の周知を依頼した。（このようにバタバタの中であったため、年末のお忙しい中での周知になってしまったことについて、この場を借りて担当者としてお詫びします。）

#### （八月の全国会議以降の検討状況）【資料5】

ときは、少し遡り、二〇一四（平成二十六）年の秋のこと。

八月の全国会議で、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の半減やブロック別上限等の基本的方向性については、何とかまとまったものの、ではこれを現実のものとしてどのように実行していくのか、細部の詰めはまだ必要な状況で、引き続き浜の意見を聴きつつ、都道府県とも協議しながら進めることとした。

二〇一四（平成二十六）年一〇月二日、都道府県担当者会議を開催し、浜周りで得られた全国の漁師の皆さんの御意見を都道府県で共有した上で、八月の全国会議でコンセンサスの得られたブロック別管理の方向性などを全体会議の中で検討した。ただ、全体で検討していても、細かな管理手法となると、日本の北と南では状況が全く異なるため、なかなか詰めの議論は進まないことから、予め水産庁内でブロック毎の専属担当者を決め、具体的な事柄はブロック毎に検討することとした。このブロック毎に都道府県を分けての会議を「ブロック会議」と呼んでいる。一〇月二日の都道府県担当者会議の後半に開催したブロック会議が、全ブロック共通で、第一回目の会議となった。

また、こうした行政間の検討状況については、二〇一四（平成二十六）年一月の広域漁業調整委員会において、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）の半減に向けた資源管理の具体的な対応方向として説明するとともに、浜周りや意見交換会の機会においても説明し、御意見を伺いながら、その都度、改善できる点は改善しつつ、具体的な管理手法として検討を進めて行った。

ブロックの中でも、特に検討が先んじて進んだのが九州西部ブロックであった。これは管理開始の一月が漁期となっており、管理当初から漁獲が積み上がる可能性があったためだ。二〇一四（平成二十六）年一〇月の第一回九州西部ブロックの会議に

ブロックの中でも、特に検討が先んじて進んだのが九州西部ブロック

\*33：平成二十六年十二月二十六日付け二六水管第一六四九一三号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

平成26年12月24日  
水産庁漁業調整課

#### 太平洋クロマグロに係る九州西部ブロック内の管理の概要

九州西部ブロックの年間上限値749トンについては、以下のとおり管理することについて、九州西部ブロックを構成する県の間で合意が得られましたのでお知らせします。

##### ○ 九州西部ブロック内の管理

- (1) 年間上限値749トンのうち、その98%に当たる734トンを、2010～2012年の各県の平均漁獲実績に基づき①～③の通り上限として設定し、残り2%に当たる15.1トンを④(留保枠)とする。
- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ①長崎県                          | 631.5トン |
| ②山口県                          | 83.4トン  |
| ③その他の県(福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県) | 19.0トン  |
| ④留保枠                          | 15.1トン  |
- (2) 長崎県及び山口県による自県漁船の管理、その他の県についての③の管理、留保枠の使用等に係る運用の詳細については、今後、九州西部ブロックを構成する県の間で引き続き検討し、来年3月末までを目途に細則を策定する予定です。

なお、その他の5ブロックにおける管理についても、水産庁も入って、県や漁業関係者との間で現在検討を進めており、順次固めていく予定です。

#### 【資料5 太平洋クロマグロに係る九州西部ブロック内の管理の概要】

(出典 2014(平成26)年12月24日の水産記者クラブ提供資料より抜粋)

引き続き、一月の第二回会議で議論を深め、まずは九州西部ブロックの管理方針として、ブロックの中でそれぞれ県毎に、①県単独で管理するのか、②県同士でグループを組んで管理するのか、選択することとした。その結果、長崎県と山口県は①の県単独管理の方向で、その他の福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県は②のグループ管理の方向で検討を進めた。そして、その上で、水産庁が取りまとめた都道府県毎の漁獲データをもとに、九州西部ブロックの漁獲上限を長崎県、山口県、その他の県のグループ毎に漁獲枠として分ける方向で議論した。一度の会議で全てを決めることができないため、引き続きメールなど活用しながらやり取りをして、一二月の第三回目のブロック会議で、一定のコンセンサスとしてまとめることができた。

内容としては、

- ・ ブロックの年間漁獲上限値七四九トンのうち、その九八%に当たる七三四トンを、二〇一〇～二〇一二年の各県の平均漁獲実績に基づき、以下の①～③の通り上限として設定し、残り二%に当たる一五・一トンを④(留保枠)とすること、
- ・ ①長崎県は六三一・五トン、②山口県は八三・四トン、③その他の県(福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県)は一九・〇トン、④留保枠は一五・一トン、
- ・ 今後、各県又はグループ県でそれぞれごとに管理細則を作成し、留保枠の使用に關する細則も作成すること。

ここで、当時として画期的だったのが、

① ブロック管理とは言え、県単独管理とグループ管理のいずれかを県の意向で選択してもらおう形でまとまったこと、

② 加えて、ブロック内で留保枠を設けることで、県単独やグループでまずは管理するとしても、定置網への突発的な漁獲などの際にはブロックとしてお互いに支え合う仕組みにできたことである。

そしてこれらの決まり事を文章で整理し、二〇一四（平成二十六）年二月版の九州西部ブロックの管理規程とした。また、管理の実践中に改善が必要なきが起きた時点で、ブロック会議などを開催し対応していくこととした。

このとき、九州西部ブロック以外の他のブロックでは、まだ、こういったブロック内の管理手法について具体的にまとまっていなかったことから、九州西部ブロックの管理手法は、他ブロックからしても、一つの良き前例になったのではないかと思う。

また、「管理規程」としてまとまった第一号でもあるので、二〇一四（平成二十六）年二月二四日、たまたまクリスマス前の前日であったが、水産記者クラブでブリーフィングし、併せて、他の五ブロックについても、順次、水産庁が間に入って調整し、同様の管理規程を作成して行くことを説明した。

なお、補足だが、この時点（二〇一四（平成二十六）年二月）では、まだ一年間

このとき、九州西部ブロック以外の他のブロックでは、まだ、こういったブロック内の管理手法について具体的にまとまっていなかったことから、九州西部ブロックの管理手法は、他ブロックからしても、一つの良き前例になった

の漁獲上限をもとに議論しており、その後、一年六月間の漁獲上限が示されるので、九州西部ブロックとして、一年六月間の漁獲上限に併せてブロックの管理規程を改定したのは、二〇一五（平成二十七）年一月早々となった。

### （二〇一五（平成二十七）年一月 管理スタート）

二〇一五（平成二十七）年一月から、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）を半減とする太平洋クロマグロの資源管理が始まった。

二〇一五（平成二十七）年一月から、三〇キログラム未満の未成魚（小型魚）を半減とする太平洋クロマグロの資源管理が始まった

ここで、細かい点だが、「未成魚」と「小型魚」、「成魚」と「大型魚」についてである。これらの言葉の由来は、WCPFCの保存管理措置の文言となっている。太平洋クロマグロの漁獲上限の対象について、二〇一四年措置まで「三〇キログラム未満の未成魚」と表記していたが、二〇一五年措置から「三〇キログラム未満のクロマグロ」と変更されたことに伴い、日本語での表記としては、二〇一五（平成二十七）年から「三〇キログラム未満の小型魚」、「三〇キログラム以上の大型魚」と整理することとした。このため、二〇一五（平成二十七）年一月以降の水産庁の資料では、「小型魚」、「大型魚」と記載しているので、本稿においても、これより後は同様に記載したい。

これまでの議論を経て、大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等、沿岸六ブロックの

漁獲モニタリングで得られた全国の漁獲状況について、誰でもいつでも自分の目で見て確認できるよう、水産庁ホームページの中に「くろまぐろの部屋」を新たに設け、情報発信

管理手法や漁獲モニタリング、警報等の発出、超過した場合の対応の考え方を改めて文章で整理することとし、太平洋クロマグロの資源管理のためのガイドラインとして、水産庁資源管理部長名で、二〇一五（平成二十七年）年一月五日に「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」<sup>\*34</sup>を発出した。

これと同時に、漁獲モニタリングで得られた全国の漁獲状況について、誰でもいつでも自分の目で見て確認できるよう、水産庁ホームページの中に「くろまぐろの部屋」を新たに設け（二〇一五（平成二十七年）年一月四日）、情報発信することとした。併せて「くろまぐろの部屋」では、漁獲情報のみならず、太平洋クロマグロに関する様々な情報についても、例えば、先ほどのガイドラインも含め、関係する資料を掲載することとした。

二〇一五（平成二十七年）年一月一六日、都道府県担当者会議を東京で開催し、管理を開始した太平洋クロマグロの管理方針などを改めて確認するとともに、都道府県には、県内の漁業者への周知徹底を依頼した。また、同日、午後からは都道府県担当者・漁業共済組合等連絡会議を開催し、太平洋クロマグロの資源管理に取り組む漁業者の収入減少に対応するため、支援策として、国の漁業収入安定対策事業の「積立ぶらす」を活用した「強度資源管理タイプ」の適用について説明を行った。強度資源管理タイプは、太平洋クロマグロの資源管理をより厳しい資源管理として、通常は基準収入の九〇％まで原則補填しているものを九五％まで補填する仕組みとなっている。

その後、二〇一五（平成二十七年）年三月の広域漁業調整委員会においても、同様に管理方針や取組み状況について説明した。

#### 〔遊漁における資源管理の取組みの検討〕【資料6、資料7】

ときは、少し遡って二〇一四（平成二十六年）年秋のこと。

浜周りなどで漁業者から寄せられた意見の中に、釣りなどの遊漁者や、釣り船などの遊漁船業者、プレジャーボートについても何らかの資源管理の取組みが必要ではないかとの意見が多かった。

他方で、水産庁でも、これらの遊漁関係者が年間にどれだけのクロマグロを採捕しているのか、そもそもデータがない状況であった。このため、まずは遊漁の採捕量調査を行うことから始めた。この遊漁の採捕量調査は、二〇一四（平成二十六年）年一月一日から二〇一五（平成二十七年）年一月一日までの一年間を調査対象として、まずは実施した。

また、同時に、漁業者が太平洋クロマグロの資源管理を行っていることを遊漁関係者にも知ってもらう必要があったことから、水産庁の「釣り人専門官」（水産庁には、遊漁関係の業務を専門に担当する職員があり、その肩書きが「釣り人専門官」となっている）を中心に、釣りに関する番組や釣り人が多く集まる場でリーフレットを活用

遊漁の採捕量調査は、二〇一四（平成二十六年）年一月一日から二〇一五（平成二十七年）年一月一日までの一年間を調査対象として、まずは実施

\*34 平成二十七年一月五日付け二六水管第一九六号水産庁資源管理部長。

## クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

### なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。  
「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。  
これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで全ての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。

### 沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

全国を6ブロックに分け、ブロックごとに年間の小型魚の漁獲量の上限を設けています。地域によっては、異別に上限目標を設定しているところもあります。  
漁獲量が上限に近づいたら、国や都道府県の指導のもと、漁業者は操業自粛を行います。

### 遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力のお願い

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、同様の自粛をお願いします。  
各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。

クロマグロを対象とする遊漁船業者の皆様には、遊漁船業者の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。  
もし、他の都道府県の海域で釣行を行うとする場合には、その海域における状況をホームページ等で確認してください。

【各ブロックの区分】



ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
● 太平洋	▲ 全県	全	H27●●
	▲ 全県	全	H27●●
	▲ 全県	C	H27●●
	▲ 全県	C	H27●●

A：全漁業者が、30kg未満以上を問わず操業自粛中、クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。  
B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中、遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかった場合にはリリースしてください。  
C：一部の漁業者が操業自粛中、A以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。  
A～C共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、方が30kg未満がかった場合にはリリースしてください。

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「くろまぐろの部屋」をご覧ください。  
[http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/makuro\\_gyogyou/bluefinkand.html](http://www.jfa.maff.go.jp/tuna/makuro_gyogyou/bluefinkand.html)



漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛にご理解とご協力をお願いします！

平成27年9月 水産庁  
【お問い合わせ先】  
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室  
TEL:03-3502-8111(内線6705)

### 【資料7 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ】

(出典 水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」より)

## ○遊漁への取り組み1

### ○遊漁におけるクロマグロ採捕量調査の結果について

#### ◇遊漁船調査

・集計方法：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計

○全重量：15.6トン(推計値) ○30kg未満重量：6.4トン(推計値)

#### ◇プレジャーボート調査

・アンケートの回答数が少なく統計的に有意な推定を行うことが困難。  
・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

※調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日

### ○遊漁におけるクロマグロの資源管理について

#### <基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。  
・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

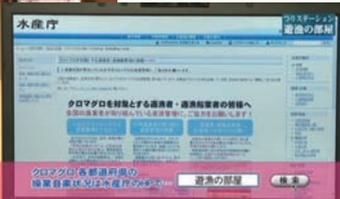
## ○遊漁への取り組み2

○遊漁者のみなさんからも広く協力頂けるよう、現在、釣りに関する番組や、釣り人が多く集まる場等で、リーフレットを活用しながら協力を呼びかけ。



局名：釣りビジョン (BS:251ch)  
番組名：つりステーション第467回

2016年2月2日(火)  
水産経済新聞(7面)



初回放送：  
2015年9月26日22:00～  
以降再放送4回、計5回放映済み

〔本コーナーは釣りビジョンのホームページにて動画無料配信中〕

↓このURLで視聴が可能です。  
[http://www.fishing-v.jp/movie/?mv=sloc\\_1509\\_8511670\\_05](http://www.fishing-v.jp/movie/?mv=sloc_1509_8511670_05)



釣り人に「トラブル回避費」  
クロマグロの資源管理にも協力求め  
水産庁、フィッシングショーで  
釣り仲間や釣りファンに呼びかけ、1月10日から11日まで開催。パシフィック・アジア・フィッシングショー(PAFIS)が、水産庁主催で開催される。水産庁は、この機会に、水産資源管理の重要性を広く周知し、遊漁者への協力を呼びかけ、遊漁者への理解と協力を促す。また、遊漁者への理解と協力を促す。また、遊漁者への理解と協力を促す。

### 【資料6 遊漁への取組み】

(出典 第6回太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議(2015(平成27)年8月27日)資料より抜粋)

しながら協力を広く呼びかけた。そして、二〇一五（平成二十七年）年一月に開設した水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」でも、リーフレットを掲載し、遊漁関係者を含め広く情報発信した。

その後、遊漁の採捕量調査の結果がまとまったのは、二〇一五（平成二十七年）年の夏前頃だった。結果概要としては、推計値ではあるが、遊漁船調査によるクロマグロの採捕重量は一五・六トンで、二〇キログラム未満は六・四トンであった。プレジャーボートの調査については、残念ながら回答数が少なく、統計的に有意な推定を行うには至らなかった。

以上のような調査結果を踏まえ、遊漁における太平洋クロマグロの資源管理の基本的な考え方としては、まずは漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととし、漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えてもらえるよう「理解と協力」を求めて行くこととした。

調査結果と取組方針については、二〇一五（平成二十七年）年八月の全国会議をはじめ、広域漁業調整委員会や浜周りににおいても説明し、広く情報共有を図った。

#### 〔漁獲モニタリングの公表〕【資料8】

二〇一四（平成二十六年）年に試験実施を行った漁獲モニタリングは、その後、改善を重ねながら報告体制を整え、漁業者や漁協から都道府県を通じて、漁業情報サービ

スセンター（JAFIC）にデータを送信して一括集約することとなった。水産庁はこのJAFICに集まったデータを取り出して、水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」の中で最新の漁獲状況として公表している。

試験実施の際に最も検討を要したことが、報告頻度であった。管理のことだけを考えると、毎日でも報告があつて、その日その瞬間に何トンの漁獲があつたのか分かれればそれに越したことはない。しかし、盛漁期は別としても、一年を通じて、その日に漁獲があるかどうか分からない中で、全国津々浦々の全ての浜に、毎日の報告という相当な負担を掛けることは、現実問題として困難であった。

だが、だからといって、漁獲報告が不要なわけではなく、矛盾したことを言うようだが、できるだけ多い頻度で漁獲報告が欲しいというのも事実であった。こうした中で、全体として検討した結果、全国単位でできる範囲として、まずは「月末締め翌月末まで」という形から、漁獲モニタリングをはじめていくということになった。ただし、漁獲が積み上がる場合は、ブロック単位で報告頻度を上げて、月末締めの報告とは別に、「概数報告」として報告してもらい、柔軟な対応ができるよう体制を整えた。

こうして、浜や都道府県の多なる協力により始動し始めた漁獲モニタリングは、管理開始と同時の二〇一五（平成二十七年）年一月から本格稼働することができた。先ほどのとおり、報告は「月末締めの翌月末まで」となっていることから、同年一月分の漁獲状況は二月末にJAFICに集約され、二〇一五（平成二十七年）年三月六

遊漁における太平洋クロマグロの資源管理の基本的な考え方としては、まずは漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととし、漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えてもらえるよう「理解と協力」を求めて行く

全体として検討した結果、全国単位でできる範囲として、まずは「月末締めの翌月末まで」という形から、漁獲モニタリングをはじめていくということになった

## プレスリリース

### 太平洋クロマグロの漁獲状況について

水産庁は、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき資源管理を行っており、平成 27 年 1 月の漁獲状況を公表します。漁獲状況については、今後ホームページにて順次更新していきます。

#### 1.概要

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会での国際合意に基づき平成 22 年より管理強化に取り組んできたところです。平成 27 年 1 月からは 30 キロ未満の小型魚について 2002 年から 2004 年までの年平均漁獲実績から半減する措置を実施しています。

この資源管理を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者(沿岸漁業(曳き縄、定置網等)、大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等)が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいく必要があります。

このため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況について取りまとめ、ホームページに最新情報を掲載し、これを原則的に毎月更新していきます。

#### 2.漁獲状況

平成 27 年 1 月の 30 キロ未満小型魚の漁獲量は、343 トンです。

沿岸漁業(曳き縄、定置網等) 94 トン

大中型まき網漁業 246 トン

近海竿釣り漁業等 3 トン

この漁獲状況は、毎月末までに各都道府県及び関係団体から報告されたものであり、引き続き次のホームページに最新情報を掲載し更新していきます。

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro\\_gyogyou/gyokakujoukyou.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/gyokakujoukyou.html)

#### 3.資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

(1)管理目標(当面の目標)

現在(2012 年)の親魚資源量 2.6 万トンを 10 年以内(2024 年まで)に 4.3 万トンまで回復

(2)我が国の 30 キロ未満小型魚の年間漁獲量の上限

4,007 トン(2002 年から 2004 年までの我が国の年平均漁獲実績から半減)

沿岸漁業(曳き縄、定置網等) 1,901 トン

大中型まき網漁業 2,000 トン

近海竿釣り漁業等 106 トン

(3)管理手法

ア.沿岸漁業は全国を 6 ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック

イ.大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等は漁業種類ごとに管理

#### 4.参考

太平洋クロマグロの資源管理の詳細については、次のホームページに掲載しています。

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro\\_gyogyou/bluefinkanri.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html)

【資料8 太平洋クロマグロの漁獲状況について(平成27年3月6日付けプレスリリース)】

日、水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」に掲載した。また、二〇一五(平成二七)年一月分の漁獲モニタリング結果の「くろまぐろの部屋」への掲載は初回ということもあり、プレスリリースを行って、以降毎月、漁獲状況を「くろまぐろの部屋」で更新し、現在に至っている。

#### (流通関係意見交換会)

太平洋クロマグロの資源管理を着実に進めるためには、漁業者をはじめとする生産者の協力のみならず、流通関係業者の理解と協力も必要なことから、二〇一五(平成二七)年四月二一日に、築地市場の会議室で「流通関係意見交換会」を開催し、同年一月から開始した太平洋クロマグロの資源管理の取組み状況などについて説明した。

流通関係者からの意見としては、

「将来マグロがなくなると困るので、しっかり管理して欲しい」、

「流通各社も、漁業者の管理をしっかり理解しておく必要がある」

など、漁業者の管理を応援する前向きな意見が多く寄せられた。

#### (ブロック毎の管理規程の検討状況)【資料9】

ブロック毎の管理規程については、二〇一四(平成二六)年一〇月の第一回ブ

二〇一五(平成二七)年四月二一日に、築地市場の会議室で「流通関係意見交換会」を開催

### 太平洋クロマグロに係る6ブロックの資源管理の概要

本年1月から開始した、太平洋クロマグロに関する小型魚漁獲の02-04年平均漁獲実績からの半減措置のうち、沿岸漁業の年間漁獲上限1901トンについては全国を6ブロックに分け、ブロック別に上限を設けて管理しています。各ブロックの具体的な管理については、昨春秋以降、それぞれブロックを構成する都道府県及び水産庁、漁業調整事務所が中心となって、漁業者の意見を踏まえながら漁期や漁法など地域毎の実態に則した管理手法となるよう検討を重ねてきました。別紙のとおり全ブロックの管理方針を公表しましたのでお知らせします。

#### (各ブロックの管理概要)

- ・ **日本海北部ブロック(北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県)**  
漁獲上限625トン(本年1月1日～来年3月31日)を、10-12年の各道県平均漁獲実績に基づき別途定める各道県の漁獲管理上の目安で管理。
- ・ **日本海西部ブロック(福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県)**  
漁獲上限150トン(本年1月1日～来年6月30日)を、10-12年の各府県平均漁獲実績に基づき、以下の目安で管理。  
島根県90.0トン、福井県と京都府52.2トン、兵庫県と鳥取県4.8トン、留保枠3トン
- ・ **太平洋北部ブロック(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)**  
漁獲上限346トン(本年1月1日～来年6月30日)を、10-12年(震災の影響で11、12年の実績値が使用できない岩手県、宮城県及び福島県は10年)の各道県平均漁獲実績に基づき、以下のとおり管理。  
青森県57.1トン(漁獲上限)  
茨城県26.3トン(漁獲上限)  
北海道、岩手県及び宮城県 グループ管理(別途定める各道県目安)  
福島県 漁獲実績に基づく配分数量10.7トンは操業を開始するまでの間は留保枠とし、その運用にあたっては福島県漁業者の操業に配慮
- ・ **太平洋南部・瀬戸内ブロック(千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県)**  
太平洋南部382トン及び瀬戸内海10トン(本年1月1日～来年6月30日)をあわせて漁獲上限392トンで管理  
10-12年各府県平均漁獲実績に基づき、千葉県、神奈川県、静岡県、和歌山県、高知県、福岡県は各県漁獲目安(計287.8トン)、それ以外の都府県はグループ管理(漁獲目安数量計92.4トン)  
留保枠11.8トン
- ・ **九州西部ブロック(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)**  
漁獲上限1269トン(本年1月1日～来年6月30日)を、10-12年各県平均漁獲実績に基づき、以下の漁獲上限で管理  
長崎県1069.9トン  
山口県、141.3トン  
グループ県(福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県) 32.2トン  
留保枠 25.6トン

【資料9「太平洋クロマグロに係る6ブロックの資源管理の概要について」平成27年5月22日水産記者クラブ配布資料より抜粋】

二〇一五(平成二十七)年六月に入ると、日本の東側を中心に漁獲が積み上がり、各ブロックでの県単独管理やグループ管理の漁獲目安を超えるような状況となった

#### (初の注意報・警報、操業自粛要請へ)【資料10】

二〇一五(平成二十七)年六月に入ると、日本の東側を中心に漁獲が積み上がり、各ブロックでの県単独管理やグループ管理の漁獲目安を超えるような状況となった。多少、おさらいとなるが、注意報や警報は、水産庁のガイドライン「太平洋クロマグロの資源管理の実施について」に基づき、ブロックの漁獲上限に近づく場合に発出している。具体的には、ブロック毎の漁獲上限の七割で注意報、八割で警報、九割で特別警報、九割五分で操業自粛要請を水産庁から発出となっている。また、ブロック内の県単独管理やグループ管理の場合は、ブロック毎の管理方針に基づき先ほどと同様の基準で、水産庁と都道府県が協力して、県又はグループ注意報、県又はグループ

ロック会議以降、断続的に各ブロックで検討を重ねた。先ほどのとおり、九州西部ブロックは、二〇一四(平成二十六)年一二月にブロックの中で最初に九州西部ブロックの管理規程としてまとまったので、他のブロックは、九州西部ブロックの管理規程を参考としつつ、各ブロックの太平洋クロマグロの主漁期までには、管理規程がまとまるよう、急ピッチで検討を進めた。結果、全ブロックの管理規程がまとまったのは二〇一五(平成二十七)年五月二三日であった。そして、この管理規程についても、水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」に掲載するとともに、水産記者クラブにおいて、全ブロックの管理方針を「くろまぐろの部屋」で見られることのお知らせした。

警報、といった形で発出となっている。

これらにより、漁獲が積み上がった二〇一五（平成二十七）年六月以降は、水産庁と都道府県が協力して、それぞれのケース毎に、県注意報や県警報を発出し、予め設けた漁獲目安を超えないよう呼びかけた。しかしながら、九月になると、太平洋北部ブロックでは、ブロックの漁獲上限の七割に到達してしまい、二〇一五（平成二十七）年九月一六日に、初めてブロックとしての注意報を水産庁から発出した<sup>\*35</sup>。この際、資源管理の取組みは、漁業者のみならず流通加工業者や消費者などあらゆる方々の理解と協力が必要なことから、同日の二〇一五（平成二十七）年九月一六日にプレスリリースを行った。

このときの太平洋北部ブロックの漁獲状況としては、北海道と青森県を中心に漁獲が積み上がった。両道県では、それぞれの浜毎に、漁船であれば操業日数の削減、定置網であれば小型魚の再放流や網起こしの休止や回数制限など、あらゆる資源管理の取組みを行ったものの、特に定置網において、極短期間のうちの予測不能な大量入網などにより、漁業者の資源管理の努力を超える状況となってしまう。

このような状況から、太平洋北部ブロックにおいて、注意報後も漁獲が進み、二〇一五（平成二十七）年一〇月二〇日にはブロックの漁獲上限の八割に達し、太平洋北部ブロックの警報<sup>\*36</sup>、二〇一五（平成二十七）年十一月三日にはブロックの漁獲上限の九割五分を超え操業自粛要請<sup>\*37</sup>となり、それぞれプレスリリースを行った。

二〇一五（平成二十七）年一二月四日には、日本海北部ブロックで注意報となった

二〇一五（平成二十七）年一二月以降は、日本の西側でも漁獲が積み上がり、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、長崎県、熊本県でそれぞれ県注意報や県警報等となり、一部の県では県操業自粛要請となった。なお、西側のこれらの県での漁獲は漁船漁業が中心となっており、操業日数の削減や操業の自粛、太平洋クロマガロ以外の魚種への転換など、漁業者の協力により、あらゆる取組みが行われ、漁獲抑制につながった。二〇一五（平成二十七）年一二月四日には、日本海北部ブロックで注意報<sup>\*38</sup>となった。特に、青森県や秋田県、山形県での漁獲が積み上がり、それぞれの浜毎に、漁船であれば操業日数の削減、定置網であれば小型魚の再放流や網起こしの休止や回数制限など、あらゆる取組みがなされた。

なお、日本海北部ブロックでは、二〇一六（平成二十八）年四月八日に、警報<sup>\*39</sup>となった。しかしこの警報は、これまでのような急激な漁獲の積み上がりによるものではなく、管理期間の変更によるもので、補足したい。

管理期間は、当初、漁期に合わせ、日本海北部ブロックは四月から翌年三月まで、日本海北部ブロック以外のブロックの管理期間は、七月から翌年六月までであった。

\*35：平成二十七年九月十六日付け二七水管第一三〇二号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

\*36：平成二十七年十月二十日付け二七水管第一四九九号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

\*37：平成二十七年十一月十三日付け二七水管第一五九九号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

\*38：平成二十七年十二月四日付け二七水管第一七四〇号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

\*39：平成二十八年四月八日付け二八水管第六三号水産庁資源管理部管理課長、漁業調整課長。

太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの注意報発出について

水産庁は、太平洋北部ブロックに属する道県に対して、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」に基づき、太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報を発出しました。

1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会(WOPFC)での国際合意に基づき、平成 22 年より管理強化に取り組んできたところです。  
平成 27 年 1 月からは 30 キロ未満の小型魚について 2002 年から 2004 年までの年平均漁獲実績から半減する措置を実施しています。  
この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況について取りまとめ、ホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

2. 概要

クロマグロの小型魚の沿岸漁業における漁獲について、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、平成 27 年 8 月 31 日現在、太平洋北部ブロック(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における漁獲量がブロック別の漁獲上限の 7 割に達しました。  
このため、「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について(平成 27 年 1 月 5 日付け 26 水管第 1996 号)」に基づき、太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報を太平洋北部ブロックに属する道県に対して発出するとともに、他ブロックに属する都道府県に対しても周知しました。

平成 27 年 8 月 31 日現在(速報値)、漁獲量は 243 トンです(漁獲上限: 346 トン)。

※ 現時点での報告をとりまとめた速報値であり、報告の間に間に合わなかったものがある点や、後日報告値の修正の可能性もある点をあらかじめ留意してください。

3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

- (1) 管理目標(当面の目標)  
現在(2012 年)の親魚資源量 2.6 万トン を 10 年以内(2024 年まで)に 4.3 万トンまで回復
- (2) 我が国の 30 キロ未満小型魚の年間漁獲量の上限  
4,007 トン(2002 年から 2004 年までの我が国の年平均漁獲実績から半減)  
ア. 沿岸漁業(曳き縄、定置網等) 1,901 トン  
イ. 大中型まき網漁業 2,000 トン  
ウ. 近海竿釣り漁業等 106 トン
- (3) 管理手法  
ア. 沿岸漁業は全国を 6 ブロックに分け、ブロックごとの上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各都道府県にフィードバック  
イ. 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等は漁業種類ごとに管理

4. その他

太平洋クロマグロの資源管理の概要は、当庁ホームページから御覧になれます。  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro\\_gyogyou/bluefinkanri.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html)

<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- [太平洋クロマグロの漁獲に係る注意報発出について\(PDF:104KB\)](#)
- [\(参考\)太平洋北部ブロック 道県別・月別・漁業種類別漁獲状況一覧\(平成 27 年 8 月末\)\(PDF:102KB\)](#)
- [太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について\(PDF:204KB\)](#)

【資料10 太平洋クロマグロの漁獲に係る太平洋北部ブロックへの注意報発出について(平成27年9月16日プレスリリース)】

<警報等の発出状況>

・2015(平成27)年

- 6月18日・山形県(日本海北部)で県内一部地域に県操業自粛要請を発出
- 6月19日・山形県(日本海北部)で県内一部地域に県操業自粛要請を発出
- 7月10日・青森県(太平洋北部)で県注意報を発令、青森県(日本海北部)で県警報を発令
- 7月21日・秋田県(日本海北部)で県警報を発令
- 7月29日・青森県(日本海北部)で県操業自粛要請を発出
- 8月21日・秋田県(日本海北部)で県操業自粛要請を発出
- 9月16日・太平洋北部ブロックへの注意報を発令
- 9月18日・山形県(日本海北部)で県内一部地域に県操業自粛要請を発出
- 10月20日・太平洋北部ブロックへの警報を発令
- 11月13日・太平洋北部ブロックへの操業自粛要請を発出
- 11月19日・島根県(日本海西部)で釣り・曳き縄(隠岐)に県警報を発出
- 11月25日・島根県(日本海西部)で釣り・曳き縄(隠岐)に県特別警報を発出
- 12月4日・日本海北部ブロックへの注意報を発令
- 12月10日・鳥取県(日本海西部)で県漁獲自粛を要請、兵庫県(日本海西部)で釣りのヨコワ漁に対し県操業自粛要請、日本海西部内グループ県(鳥取県及び兵庫県)へのグループ注意報を発令
- 12月24日・山口県(九州西部)で沿岸くろまぐろ漁業に対し県注意報を発令
- 12月25日・長崎県(九州西部)で県南地区に県注意報を発令、山口県(九州西部)が沿岸くろまぐろ漁業に対し県警報を発令
- 12月28日・山口県(九州西部)でヨコワ漁の県操業自粛を要請

・2016(平成28)年

- 1月5日・山口県(九州西部)でヨコワ漁の県操業自粛を解除
- 1月14日・日本海西部内グループ県(鳥取県及び兵庫県)へのグループ警報を発令
- 1月27日・熊本県(九州西部)で県特別警報を発令
- 2月3日・熊本県(九州西部)でクロマグロ漁の県操業自粛を要請
- 4月8日・日本海北部ブロックへの警報を発令

ところが、実際管理に取り組んで見ると、日本海北部ブロックのみとは言え、ブロックによって管理期間が異なると、現実的にはなかなか管理が複雑であった。まさに、言うは易く行うは難しで面目ない限りだが、管理初年の途中だったものの、日本海北部ブロックの関係道県と協議を重ね、結果、三月までの第一管理期間を三か月間延長し六月までとした。他方で、日本海北部ブロックの漁獲上限の残枠は、延長時点でブロックとして一〇〇トン以上あったこと、例年であれば四月から六月は、日本海北部としては全体的には主漁期でないところが多い反面、一部の地域での定置網等により漁獲されることもあることから、当面はこの一〇〇トン強の漁獲上限で管理し、状況を注視しながら対応を検討することとした。

このような経緯のもと、日本海北部ブロックの漁獲上限としては六二五トンのままなので、警報水準はブロックの漁獲上限の八割である五〇〇トン。一方で、二〇一六（平成二十八）年四月時点で判明した日本海北部ブロックの漁獲量は五〇一トンだったため、警報となった。このことから、漁業者の資源管理の取組みは、二〇一五（平成二十七年）年二月の注意報以降も、引き続き徹底されていたことは申し添えたい。

#### （二〇一五（平成二十七年）年八月の全国会議と十一月の広域漁業調整委員会）【資料11】

二〇一五（平成二十七年）年八月二十七日、例年の太平洋クロマグロの全国会議を東京の三田共用会議所講堂で開催した。全国会議は、年を重ねる度に多くの方に参加いた

だいている。二〇一五（平成二十七年）年も非常にたくさんの方の参加者で、三田共用会議所の一番大きな講堂がほぼ満席状態となった。このことから、太平洋クロマグロへの関心の高さをうかがい知れる。

このときの会議は、翌週の八月三十一日からWCPFC北小委員会が開催されるため、まずは、太平洋クロマグロをめぐる国際情勢として、

- ① WCPFCにおける長期管理目標（資源が悪化したクロマグロをいつまでに、どのレベルまで回復させるか、また、そこに至るまでの間の資源状態に応じて、予め決めておく具体的な管理措置など）に関する議論や、
- ② 緊急ルール（加入の大幅な低下が確認された場合に、全てのWCPFCメンバーが従うべき具体的なルール）の検討、

を説明するとともに、国内における資源管理の取り組み状況として、

- ① 二〇一五（平成二十七年）年一月からの第一管理期間の漁獲状況や、
- ② これまでに判明した漁獲管理の課題として、年により、漁獲される時期や地域、サイズ、漁獲量の変動が大きいこと、まき網や曳き縄、はえ縄、定置網など多種多様な漁法により漁獲されている中で、関係者間での公平性、透明性の確保が必要なこと、
- ③ 遊漁における太平洋クロマグロの資源管理の基本的な考え方として、まずは漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこと、漁業者への操業自粛要請と同様のタイミ

これまでに判明した漁獲管理の課題として、年により、漁獲される時期や地域、サイズ、漁獲量の変動が大きいこと、まき網や曳き縄、はえ縄、定置網など多種多様な漁法により漁獲されている中で、関係者間での公平性、透明性の確保が必要

### 3-2. ブロックごと、漁業種類ごとの管理の概要

<b>日本海北部</b> <small>北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川</small> ・各道県の漁獲目安に基づき管理 【漁獲上限】625トン	<b>日本海西部</b> <small>福井、京都、兵庫、鳥取、島根</small> ・島根県は単県で管理。 ・その他の県はグループ管理。 【漁獲上限】150 トン 島根県90トン 福井県と京都府52.2トン 兵庫県と鳥取県4.8トン 留保枠3トン
<b>太平洋北部</b> <small>北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城</small> ・青森県と茨城県は県ごとに管理。 ・その他の県はグループ管理。 【漁獲上限】346トン 青森県 57.1トン 茨城県 26.3トン	<b>太平洋南部</b> <small>千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、宮崎</small> <b>瀬戸内海</b> ・太平洋南部382トンと瀬戸内海10トンを含めた392トンで管理。 ・千葉県、神奈川県、静岡県、和歌山県、高知県及び福岡県は県ごとに漁獲目安に基づき管理。 ・それ以外の都府県はグループ管理。 【漁獲上限】392トン 千葉県・神奈川県・静岡県・和歌山県・高知県・福岡県 287.8トン それ以外の都府県 92.4トン、留保枠 11.8トン
<b>九州西部</b> <small>山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄</small> ・長崎県と山口県は県ごとに管理。 ・その他の県はグループ管理。 【漁獲上限】1,269トン 長崎県1,069.9トン 山口県141.3トン その他の県32.2トン 留保枠25.6トン	

<b>大中型まき網漁業</b> <b>【小型魚(30kg未満)】</b> ・大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。 2011～2013年:5,000トン(05-09年比約22%削減) 2014年:4,250トン(05-09年比約34%削減) 2015年:2,000トン(05-09年比約69%削減)
<b>【大型魚(30kg以上)】</b> ・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が3,098トンを超えないよう管理。 ・日本海大中型まき網業界の自主規制として、日本海の産卵期(6～8月)の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。また、8月の操業を自粛。 ※ 日本海産卵期漁獲実績: 1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、 1,918トン(2014年)、1,780トン(2015年)
<b>近海竿釣り漁業等</b> <b>【小型魚(30kg未満)】</b> 近海竿釣り漁業(指定漁業)、東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可漁業)及びかじき等流し網漁業(届出漁業)全体で、年間の総漁獲量が106トンを超えないよう管理。

【資料11 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について】

(出典 太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議(2015(平成27)年8月27日)資料より抜粋)

国際約束である日本の漁獲上限を遵守、徹底するためには、漁業者への資源管理の取組みの浸透状況を見極めながらも、公的規制の導入を検討して行く必要がある

ングで遊漁者にも釣りを控えてもらえるよう「理解と協力」を求めて行くことを説明し意見交換を行った。

参加者からは、資源評価に関する質問や、同年六月頃の北海道や青森県を中心とする極短期間での突発的な太平洋クロマグロの大量漁獲に関する対応と要望、産卵期の管理に関する質問と要望などがあった。

その後、二〇一五(平成二十七年)年二月の広域漁業調整委員会では、同年八月三十一日から開催されたWCPFC北小委員会の結果概要、国内の管理の取組み状況や警報等の状況などについて説明した。委員からは、WCPFCの北小委員会での議論に関する質問や、定置網等の漁獲管理の難しさなどについて意見があった。

#### 【公的規制の導入に向けた検討の開始】資料12

太平洋クロマグロの管理は、水産庁や都道府県などの行政が関わっているものの、法的担保がないという意味では、公的規制と自主規制のいずれかと問われると、厳密には自主規制となる。このことから、国際約束である日本の漁獲上限を遵守、徹底するためには、漁業者への資源管理の取組みの浸透状況を見極めながらも、公的規制の導入を検討して行く必要がある。

ときは、二〇一五(平成二十七年)年の秋頃のことである。まず水産庁としては、公的規制の導入を念頭に置きながら、様々な方から広く意見を聴くところから検討をは

一連の検討の総称が、二〇一六(平成二十八)年からの第二管理期間で用いている「くろまぐろ型の数量管理」となった

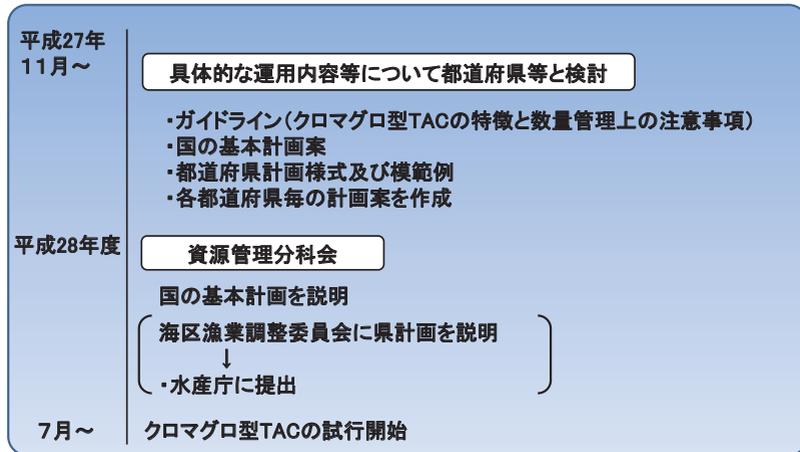
じめた。これまで、太平洋クロマグロの資源管理を検討するに当たっては、広域漁業調整委員会やクロマグロの全国会議、個別の浜周りや都道府県担当者会議、ブロック会議で、情報共有や意見交換を行ってきた。そして、公的規制の導入検討に当たり、これらの会議に加え、水産政策審議会資源管理分科会においても議論してもらったこととなった。

ここで、法的担保や公的規制のイメージだが、この時点では、まだ確固たるものがあつたわけではないが、資源管理には、前述でも触れたとおり、そもそも、漁獲可能量制度(TAC(読み方は「タック」)、Total Allowable Catchの略)と呼ばれる数量管理の仕組みがあつて、この制度は「資源管理法」に基づいて運用されている。具体的には、サンマやマイワシなど七魚種が政令で漁獲可能量制度の対象として指定されていて、国は魚種毎に年間の漁獲可能量を基本計画で定め、これに基づき都道府県は、都道府県計画を作成し、これらの計画に従って管理していく仕組みとなっている。

この漁獲可能量制度の仕組みを、そのまま太平洋クロマグロの管理においても、当てることはできるのかどうかを含めて、この制度を念頭に置きながら、検討を進めてはどうかという案に達した。そして、これら一連の検討の総称が、二〇一六(平成二十八)年からの第二管理期間で用いている「くろまぐろ型の数量管理」となった。ここで、実は呼び方には「くろまぐろ型TAC」という言い方もあつたが、そうすると既に法適用されているとの誤解も生じ、罰則はどうなるのかといった問合せも

## 2-4. 今後の主なスケジュール

○現行のブロック管理を前提としたクロマグロ型のTACの試行について検討



【資料12 今後の管理の方向性】

(出典 水産政策審議会資源管理分科会(2015(平成27)年11月26日)資料より抜粋)

あったことから、「くろまぐる型の数量管理」という総称ではじめていくこととした。この後、「くろまぐる型TAC」と「くろまぐる型の数量管理」の二つの言葉が出てくるがどちらも同じ内容を指していることをご理解願いたい。

二〇一五（平成二十七年）年一月二十六日に、水産政策審議会資源管理分科会が開催され、太平洋クロマグロの管理状況や課題を説明した上で、今後の管理の対応方向として、漁獲可能量制度を念頭においた「くろまぐる型の数量管理」についても説明した。委員からは、

「検討の方向性としては漁獲可能量制度になるのだろうが、自然要因による資源変動が大きい魚の管理は難しい」、

「国際機関で決められた漁獲上限をしっかりと守らなければいけない厳しい中で、来遊によって地域毎に、毎年の漁獲の振れ幅が大きい太平洋クロマグロの管理をどのように漁獲可能量制度に当てはめるのか、今後も検討が必要」、  
などの意見が出された。

「国際機関で決められた漁獲上限をしっかりと守らなければいけない厳しい中で、来遊によって地域毎に、毎年の漁獲の振れ幅が大きい太平洋クロマグロの管理をどのように漁獲可能量制度に当てはめるのか、今後も検討が必要」

#### （第二管理期間の開始（二〇一六（平成二十八）年一月））

管理期間は、それぞれ漁業種類で異なっていて、例えば、大中型まき網漁業は一月から二月まで、沿岸漁業は七月から翌年六月までとなっており、一番早い大中型まき網漁業などで、二〇一六（平成二十八）年一月から第二管理期間がはじまる。この

ため、一番早い管理期間に合わせ、第一管理期間のガイドライン<sup>\*40</sup>に引き続き、第二管理期間のガイドライン<sup>\*41</sup>を発出した。

今回のガイドラインでは、これまで規定していた各漁業種類、ブロックごとの漁獲上限やその管理手法に加え、くろまぐる型の数量管理の検討についても言及した

今回のガイドラインでは、これまで規定していた各漁業種類、ブロックごとの漁獲上限やその管理手法に加え、くろまぐる型の数量管理の検討についても言及した、

- ・ 我が国漁獲上限の遵守・徹底を図っていくためには、法令に基づく数量管理を検討していく必要があり、現行の漁獲可能量制度を活用した「くろまぐる型TAC」の検討を進めること、
  - ・ 具体的な事例検討を図る観点から二〇一六（平成二十八）年七月より試行すること、
  - ・ 進め方として、国の水産政策審議会資源管理分科会や各都道府県における海区漁業調整委員会等の意見を聴きながら、試行に向けて、国の基本計画案、各都道府県計画案の作成を進めること、
- などとなっている。

\*40：平成二十七年一月五日付け二六水管第一九六号水産庁資源管理部長。  
\*41：平成二十八年一月四日付け二七水管第一九一五号水産庁資源管理部長。

（くろまぐる型の数量管理の検討）【資料13～15】

水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会における検討

くろまぐる型の数量管理の検討を進めるに当たり、具体的にどのような中身としていくのか、また、第一管理期間での漁獲管理の課題である定置網での突発的な漁獲の積み上がりなどに関し、管理上の改善策などについても、浜周りを通じて漁業者から意見を聴いたり、都道府県などと意見交換し、感度調整をしながら検討を進めて行った。

二〇一六（平成二十八）年二月  
二三日、水産政策審議会資源管  
理分科会の説明

二〇一六（平成二十八）年二月三日の水産政策審議会資源管理分科会では、以下のような内容の説明を行った。

・ 二〇一六（平成二十八）年九月のWCPFC北小委員会で議論が予定されている主要課題として、二〇一六（平成二十八）年資源評価結果に基づく現行措置のレビューや緊急ルールの作成検討、長期管理方策（長期管理目標、漁獲管理ルール等）、漁獲証明制度の検討など、

・ 国内での管理状況として、第一管理期間である二〇一五（平成二十七）年のまき網等は、枠内で漁獲が終了したこと、沿岸漁業の太平洋北部では操業自粛要請、日本海北部では注意報を発出したこと、そして、これらの要因は定置網での予想以上の漁獲で、例えば、北海道や青森県の定置網は網起こしの回数減、再放流や網上げなどあらゆる取組みを実施していること、

・ また、定置網の管理の改善方法として、まずは現行のブロック管理を維持し、ブロック内で漁獲抑制方法の改善を検討しつつも、特に定置網は、漁獲停止による地域経済への影響が懸念されるため、ブロックを超えた全国規模の定置網の共同管理や代替手段を併せて検討すること、

・ 漁獲可能量制度を念頭においたくろまぐる型の数量管理の検討として、国の基本計画や都道府県計画のイメージ。

委員からは、長期管理方策に関する質問や、定置網のクロマグロだけを逃がす技術の開発の可能性、加入量調査の改善、太平洋北部ブロックの操業自粛要請に関する質問などがなされた。また、水産政策審議会資源管理分科会において、引き続き、太平洋クロマグロの資源管理について、様々な分野の方から幅広く意見を聴きながら進めることとし、同日の会議においても、水産資源や資源解析に造詣の深い研究者から意見を聴いた。その後、次回資源管理分科会の進め方として、太平洋クロマグロの資源管理全般について意見を述べたい方を公募し、資源管理分科会で発言してもらうこととした。なお、意見募集に当たっては、都道府県の協力を得て、都道府県の水産主務課を通じて申し込み手続きを行ってもらうこととし、二〇一六（平成二十八）年三月の広域漁業調整委員会においても案内することとした。

次回資源管理分科会の進め方として、太平洋クロマグロの資源管理全般について意見を述べたい方を公募し、資源管理分科会で発言してもらうこととした

### 3-1. 管理期間について①

#### まずは沿岸6ブロックの管理期間の一本化を模索

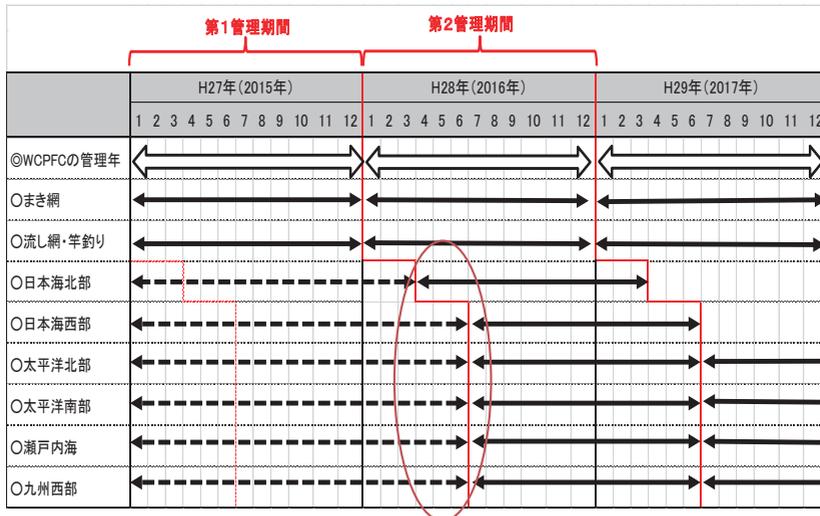
- 現行の管理期間の種類:  
 日本海北部ブロック : 4-3月  
 日本海北部ブロック以外の5ブロック: 7-6月  
 大中型まき網漁業等、WCPFC : 1-12月
- 第2管理期間を検討・移行期間とし、まずは沿岸6ブロックの管理期間の一本化を模索。  
 ※ いずれの地域でも漁期に合致した管理期間を設定することは困難。
- 併せて、地域ごとの漁期対策として、定置網の共同管理枠や、各枠ごとの漁期別漁獲目安数量の設定などを検討。

### 1. クロマグロ管理の課題と対応方向

現行	論点	対応方向
OWGPFCCの保存管理措置 ・30キロ未満小型魚の漁獲量半減(義務規定) ○日本は4,007トンで管理 ※国内管理としては、まずは水産庁通知(ガイドライン)による自主規制	○漁獲が良好な場合、国際約束である漁獲上限等の遵守は困難。	○数量管理を確実に実施していくため、法的担保措置の必要性を含む仕組みを検討。
○平成27年1月より、まき網(2,000トン)、流し網等(106トン)、沿岸6ブロック(1,901トン)に分けて管理。	○平成27年のまき網等は枠内で漁獲終了。 ○太平洋北部では操業自粛要請、日本海北部では注意報を发出。これらの要因は定置網での予想以上の漁獲。 ○例えば、北海道や青森県の定置網は網起こしの回数減、再放流や網上げなどあらゆる取組みを実施。	○現行のブロック管理を維持しつつ、ブロック内で漁獲抑制方法の改善を検討。 ○特に定置網は、漁獲停止による地域経済への影響が懸念されるため、定置網の共同管理や代替手段を検討。

クロマグロ型TAC試行の検討→H28.7から試行実施

### 3-2. 管理期間について②

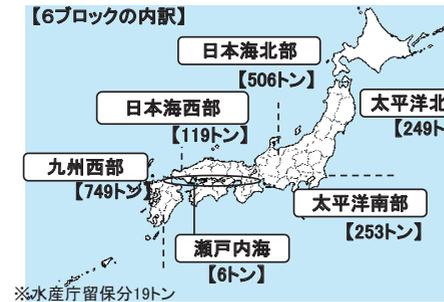


【資料13 つづき】

### 2. 現行のブロック管理を前提したクロマグロ型TACの試行

- 小型魚漁獲上限 : 4,007トン
- 大中型まき網漁業 : 2,000トン (大臣管理)
- その他の沿岸漁業等 : 2,007トン (大臣管理)
  - ・近海竿釣り漁業等 : 106トン (知事管理)
  - ・沿岸漁業6ブロック : 1,901トン (知事管理)
- 大型魚漁獲上限 : 4,882トン (大臣と知事管理)

基本的には、現行のTAC制度を基とした運用を検討。



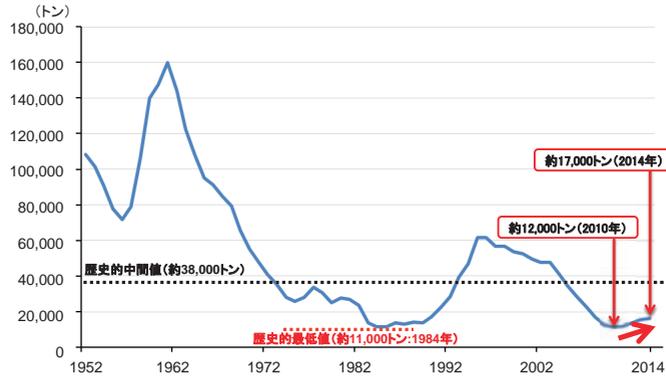
現行のTAC制度とは異なり、沿岸漁業でブロック管理(各都道府県の知事管理の集合管理)となるよう検討。

【資料13 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について】

(出典 水産政策審議会資源管理分科会(2016(平成28)年2月23日)資料より抜粋)

## 1-1. 親魚資源量の動向

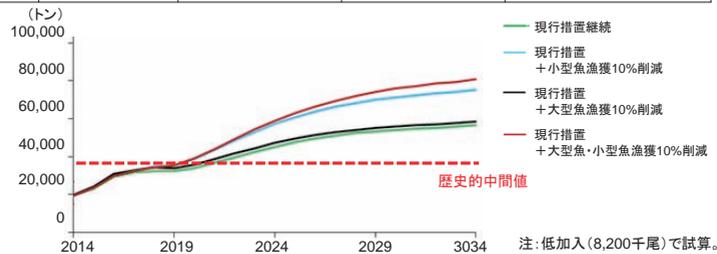
- 2014年の親魚資源量は、約1.7万トンで、依然として歴史的最低水準付近。
- 一方、1996年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、2010年以降は増加傾向。



## 1-3. 将来予測

- WCPFCの保存管理措置は、「親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させる」ことを暫定回復目標としている。
- 現在の措置(小型魚半減等)を継続した場合、2024年までに歴史的中間値まで回復する確率は69%。
- 比較のため、現行措置から、①小型魚漁獲10%削減、②大型魚漁獲10%削減、③小型魚漁獲・大型魚漁獲ともに10%削減、のシミュレーションも実施。

	現行措置継続	現行措置 +小型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚・小型魚漁獲10%削減
歴史的中間値 回復確率	69.3%	90.0%	75.3%	90.3%



【資料14 太平洋クロマグロの管理の方向性について】

(出典 水産政策審議会資源管理分科会(2016(平成28)年4月20日)資料より抜粋)

二〇一六(平成二十八)年四月  
二〇日、水産政策審議会資源管  
理分科会の説明

二〇一六(平成二十八)年三月の広域漁業調整委員会では、同年二月の資源管理分科会と同様にWCPFC北小委員会でも議論が予定されている主要課題や国内の管理状況として、特に定置網の管理の改善方法、漁獲可能量制度を念頭にいたくろまぐろ型の数量管理の検討状況について説明した。その後、広域漁業調整委員会においても、太平洋クロマグロの資源管理について、地域ごとの課題もあることから、広域漁業調整委員会の委員の意見とともに、参考人を招いて、資源管理に関する意見を聴取した。また、二〇一六(平成二十八)年四月開催予定の水産政策審議会資源管理分科会において、都道府県を通じた公募による意見聴取を行う旨案内した。

二〇一六(平成二十八)年四月二〇日の水産政策審議会資源管理分科会において、同年三月の北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)での二〇一六年太平洋クロマグロ資源評価結果の概要、

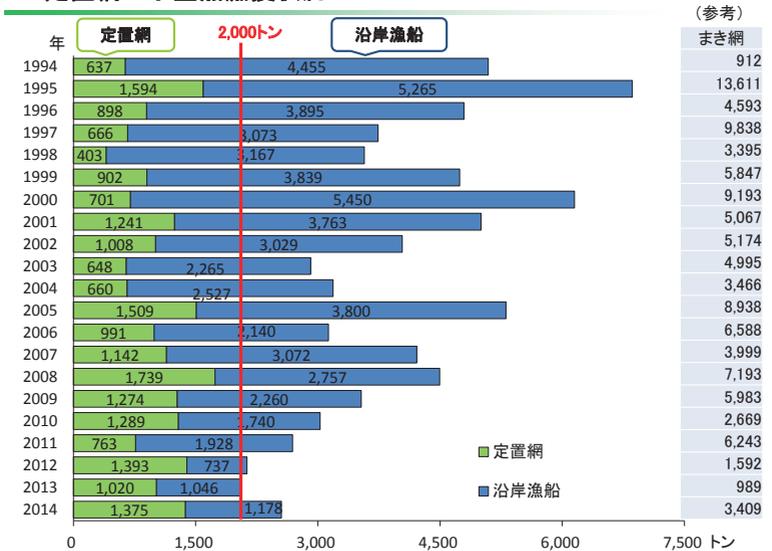
- ・ くるまぐろ型の数量管理として、ブロック管理を基本に、都道府県毎に管理計画を作成し、同計画に基づき、漁期や漁獲状況に対応した管理方式を検討していくこと、そして、国の基本計画骨子案と都道府県計画案のイメージ
- ・ 特に定置網は、ブロックを超えた共同管理枠を設定。やむを得ず定置網が枠を超過する場合の対応を検討すること

を説明した。

その後、都道府県の水産主務課を通じて応募のあった参考人からの意見聴取を行った。

項目	主な記載内容
第5 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項(知事管理量)	・小型魚について、ブロック・構成都道府県ごとのブロック数量や定置網の共同管理数量等。 ・大型魚は、大臣管理量とあわせて管理。
第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項	・漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図る。
第7 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項	・各都道府県は管下の漁業関係者に管理数量の遵守・指導を図り、国は当該管理が円滑に行われるよう指導・助言。 ・結果的に漁獲可能量を超過することとなった場合には、WCPFCの保存管理措置に基づき、超過量を翌年の我が国漁獲上限から差し引くとともに、同様の考え方により配分数量に反映。

### 3. 定置網の小型魚漁獲状況



### 8. 都道府県計画のイメージ

○ 国の基本計画と同様に、**現行の都道府県計画とは別に計画を作成。**

項目	内容
第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針	各都道府県において管理方針を記載。
第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について〇〇県に定められた数量に関する事項	・小型魚は、ブロック(ブロック内の単県、グループ都道府県)や、定置網の共同管理の数量及び構成都道府県を記載。 ・大型魚は、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する旨記載。
第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項	・第2の知事管理量について、海域別、期間別に細分化する場合の数量を記載。
第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項	・知事管理量を遵守するために講じる保存管理措置を具体的に記載。
第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項	・例えば、漁獲が積み上がった場合の速報として概数報告の方法などを記載。

【資料14 つづき②】

### 7. 国の基本計画骨子案

○ 本年7月からのくろまぐろ型TACの試行は、**試験的に実施するものであるため、現行7魚種の基本計画とは別に計画を作成。**

項目	主な記載内容
第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針	国際約束が守られるよう漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存及び管理措置について規定。
第2 太平洋くろまぐろの動向に関する事項	同資源の資源状況は悪く、2014年の親魚資源量はこれまでの最低水準付近の状況。
第3 太平洋くろまぐろの漁獲可能量に関する事項	・30キログラム未満の小型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲水準から半減の4,007トン。 ・30キログラム以上の大型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲量4,882トン。
第4 太平洋くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項(大臣管理量)	・小型魚について、①大中型まき網漁業、②近海かつお・まぐろ漁業、③かじき等流し網漁業等別の数量。 ・大型魚は、都道府県が管理する漁業とあわせて管理。

【資料14 つづき①】

	人工種苗に切り替えるべき。
宮城県(有)泉澤水産 泉澤専務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網の漁獲でクロマグロが減少したとは考えにくい、国際情勢を背景にできる取り組みは行いたい。</li> <li>・漁獲規制に当たっては、漁法別の特徴を考慮し、漁獲量が多く、管理が容易なものから段階的に規制すべき。</li> <li>・箱網内部では魚は生きており放流は可能だが、マグロだけを放流するのは困難。大型定置の漁獲量のうちクロマグロは1%未満であり、このために入網している全ての魚を放流するには経済損失が大きすぎる。</li> <li>・まずはまき網から順に規制を導入し、効果を検証してその後、他漁法へ規制拡大することが有効。</li> </ul>
千葉県勝浦漁協石井 組合長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船は、春はカツオ、夏はスルメ、秋はメジ、冬はサバなど季節ごとの回遊魚や、キンメダイ、ムツなどの底魚を漁獲して経営。しかし近年、カツオやスルメが極端に不漁で、多くの漁業者がキンメダイに偏り。</li> <li>・小型船にとってメジは経営面でプラスで、漁獲できなくなるとキンメダイにさらに漁獲圧が集中。</li> <li>・国の資源管理強化は資源回復のためにやむを得ず、できる協力はするが、クロマグロの漁獲が10億円程度の中で、特定の地域のみが漁獲できないといった事態にならぬよう管理の方法を考えて欲しい。</li> <li>・クロマグロの管理について漁法間や地域間で不公平感が出ないよう、大型魚も含め管理して欲しい。</li> </ul>
千葉県東安房漁協佐 藤組合長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源が減少し資源回復が必要なことは理解するが、定置網は、もともとアジやイワシ、ブリを狙って設置。漁獲される魚は地元の小売業者やスーパー、加工業者に必要で、定置網が止まれば、組合経営や地域経済に大きな影響。</li> <li>・また来遊前に他県の漁獲のために網上げすることは到底受け入れがたい。万が一、網上げとなった場合は、国が責任を持って休漁期間の補償等を行うべき。</li> <li>・クロマグロを網から逃がす技術の開発が報じられているが、早急に技術開発して欲しい。また、開発後は必要な網の改良等の普及経費についても全面的な支援をして欲しい。</li> </ul>
東京都漁連塚本参事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲制限は、離島の漁業経営に大きな影響。積ぶらは共済加入者に限定され、未加入者や加入できない者も多い。島ではクロマグロに代わる漁業はないので、資源管理への取組み停滞と過度な負担防止のために、新たに直接的な減収補填策の導入を要望。</li> <li>・まき網による産卵親魚の規制強化が必要。大型魚は努力規定であり、小型魚を漁獲する沿岸漁業者からは不平感。迅速な資</li> </ul>

【資料15 つづき①】

○水産政策審議会（資源管理分科会）【平成28年2月23日（火）開催】

参考人	意見の概要
東京海洋大学大学院 北門准教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回遊水域が広い、資源評価は難しい種。資源評価には最先端のモデルを使用し、最近ではデータ収集が向上し、更にモデルの精度も向上。</li> <li>・今年の資源評価は、小型魚の大幅削減で将来予測を行うが、結果によっては措置の変更の議論も必要。</li> <li>・将来予測は小型魚10%削減+大型魚10%削減が、前者で成長乱獲を後者で加入乱獲を防ぐ措置で、バランスが良い。</li> <li>・緊急ルールは加入が悪いときに発動する措置だが、悪いときだけではなく、良いときはTACが増えるように働くべき。またルールの内容は今年の資源評価の結果を見て、議論が進めばよい。</li> <li>・今後の管理についても、将来の目的が達成されるよう、議論が進めばよい。</li> </ul>
元鳥取県水産試験場 増田場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマグロはマイワシ同様、豊凶長期変動を繰り返す資源。また、大洋の魚類との印象が強いが、実際は日本の沿岸から沖合まで幅広く分布する身近な魚。</li> <li>・資源問題は、歴史を認識して論じることが大切。</li> <li>・日本海での操業は、まき網は透明度が高く長年の漁獲情報の蓄積があるが、沿岸漁業で正確な情報把握は困難。</li> <li>・また、日本海のまき網による漁獲が資源全体に及ぼす影響など科学的に解明されればまき網業者も納得。</li> <li>・地方でもクロマグロの研究者を育てることが課題。例えば、研修や国の研究員の派遣など国の支援が必要。</li> </ul>

○水産政策審議会（資源管理分科会）【平成28年4月20日（水）開催】

参考人	意見の概要
北海道南かやべ漁協 鎌田組合長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一管理期間は戸惑いながらも国際公約なので行政と一体となって不安を抱えながら操業。</li> <li>・定置網はマグロを専獲する漁法ではない中で、最も危惧するのは操業中止。どういう形であれ避けて欲しい。</li> <li>・国が示す共同管理の枠組みなど、双方が生活できるような仕組みで、現実的な対応を要望。</li> </ul>
青森県尻屋漁協 南谷組合長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網で漁獲をゼロにするには完全禁漁しかない。資源管理には協力するが、収入がなくなる休漁や禁漁では廃業しかなく、小型魚放流の技術開発・普及を要望。またそれまでは罰則の適応は控えて欲しい。</li> <li>・積ぶらは長期的には補償額が減るので制度改正を要望。また水揚げ減は組合経営にも影響するので支援を要望。また養殖は</li> </ul>

【資料15 太平洋クロマグロに係る意見聴取の概要について】

(出典 水産政策審議会資源管理分科会(2016(平成28)年5月24日)資料より抜粋)

<p>長崎県壱岐市マグロ資源を考える会中村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック管理でもめないよう、漁業者の意見を取り入れながら漁法別に漁獲枠を配分すべき。</li> <li>・養殖用種苗は漁獲量やサイズの把握が困難。自主報告では過少の懸念があり、オブザーバー乗船、ステレオカメラ導入、池入れ用トンネル網のサイズ規制を実施すべき。また、生込み尾数など、漁獲規制をトン数から尾数にすべき。</li> <li>・日本海の産卵期操業が資源量に影響を及ぼさない旨の科学論文を教えて欲しい。親魚に卵を産ませることも大事。科学的根拠に基づく適正な産卵期の漁獲制限を実施すべきで、ISCに影響を確認して欲しい。</li> <li>・マグロ資源の回復には、厳しい資源管理が必要となるため、持続的に漁業ができるよう、その間の支援を要望。</li> <li>・マグロサミットでは、資源の減少や持続的な利用と資源回復などの多数の意見。職種や漁法を問わず多くの方と話し合う必要。次回は水産庁やまき網にも参加して欲しい。</li> </ul>
-----------------------------	--

【資料15 つづき③】

	<p>源回復のため産卵親魚の保護が不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都海面では遊漁船やプレジャーなどもクロマグロを採捕。漁場が重なり調整上も問題。漁業者は痛みを伴いながら資源管理。公的規制の導入の際は併せて検討すべき。</li> </ul>
<p>静岡県定置漁業協会 日吉会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網でのクロマグロの割合は5年平均で0.2%。太平洋南部の2月末の消化率は27%。資源に負荷を与えていないとは言わないが、現実的に因果関係は余りない。</li> <li>・全国で定置網をブロック化するのはやめてほしい。太平洋南部で定置枠を一本化するの賛成。また、目的採捕の自粛のような形にして欲しい。</li> <li>・伊豆半島は観光が盛んで約1,600万人が訪れる地域。定置網の魚で誘客する体制を確立。休漁となれば、観光にとっても、伊豆半島に相当なダメージ。</li> <li>・定置網がある地域は1ターンなどで若い子もおり、静岡では平均年齢が30代後半。漁村にとって大きなことであり、網上げ休漁とかにならないようお願いしたい。</li> </ul>
<p>和歌山東漁協吉田組合長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・串本はマグロ養殖とケンケン漁の発祥の地。昭和初期にハワイから持ち帰った漁法。</li> <li>・地方が生き残る道は、海と山を利用した産業と観光だけ。平成20年に2町10組合が合併。当初約3,500人の組合員が3分の1まで減少。</li> <li>・日本には小型漁業、定置網、大型漁業があり、国全体では国際社会での立場上、調和も必要。しかしマグロの枯渇を完全にクリアするなら、3年から5年の全面禁止が必要だが、それは非常に難しい話。</li> <li>・漁業としては様々な生き方や残り方があり、組合員の減少に危機感を持ち、高齢化と次の後継者を育てる沿岸漁業、磯焼け対策などの全部補填、人工ふ化対策が必要。</li> </ul>
<p>佐賀玄海漁協川岸組合長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県枠について、対象の漁獲実績を平成26年までに時点修正する必要。また、漁獲モニタリングにより漁期の途中で各県の需要状況等を勘案し柔軟に対応できる体制にすべき。</li> <li>・積ぶらは良い制度だが、規制強化の中で共済掛金の負担が厳しい。共済加入に際し、単独でも義務加入と同等の掛金補助を要望。また、他漁業への転換に必要な技術習得や漁具への支援を要望。</li> </ul>

【資料15 つづき②】

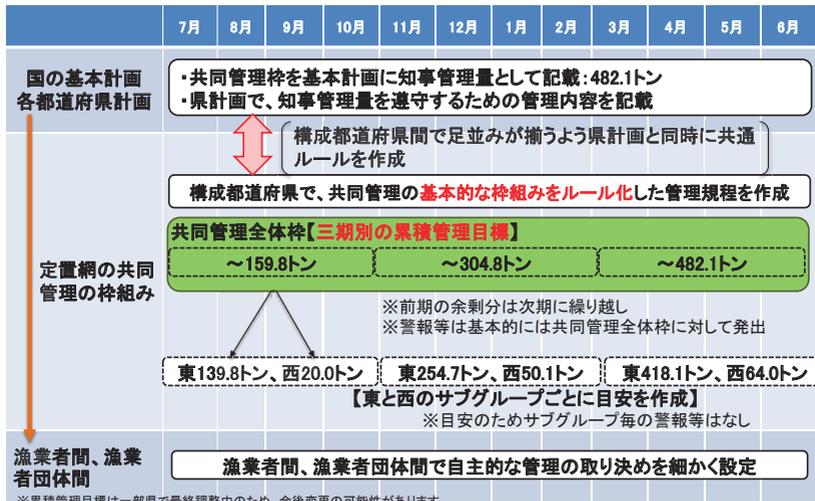
### 3-1. 定置網の共同管理について

- 地域間の漁獲の偏りに弾力的に対応できるよう**定置網の共同管理**を実施。
- 参加する都道府県は**17道府県**で、**共同管理枠は482.1トン**。  
\* 共同管理に参加しない都道府県はこれまで同様、ブロック内の単県やグループで管理を実施。
- 共同管理では、**三期別の上限目標**を設け、**サブグループにより連絡体制を密**にしながら、管理を実施。

※定置網の共同管理に参加する17道府県  
北海道、青森県(太平洋北部)、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県(日本海西部)、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県



### 3-2. 定置網の共同管理について



【資料16 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について】

二〇一五(平成二十七年)年六月や九月以降に漁獲が積み上がった定置網に関し、管理上の改善策などについても、浜周りを通じて漁業者から意見を聴いたり、都道府県などと意見交換しながら検討を進めた

### (定置網の共同管理の検討)【資料16】

ときは、遡って二〇一五(平成二十七年)年の秋から冬頃。

二〇一五(平成二十七年)年六月や九月以降に漁獲が積み上がった定置網に関し、管理上の改善策などについても、浜周りを通じて漁業者から意見を聴いたり、都道府県などと意見交換しながら検討を進めた。そうしたところ、改善方法として、現行のブロック管理より広い、定置網に特化した全国規模の共同管理枠を検討してはどうかという案が浮上した。管理全体としては、引き続き漁獲抑制方法の改善を検討していくが、一方で定置網は、多種多様な魚が漁獲されるため、クロマグロの漁獲を完全に止めるためには休漁するしかなく、休漁すると、当然ながらクロマグロ以外の魚の水揚げも全て止まってしまい、地域によっては市場への水揚げがなくなってしまうなど、ともすれば地域経済への影響が懸念される。二〇一五(平成二十七年)年の定置網の漁獲状況を踏まえると、ブロック管理だけでは、定置網での突発的な大量漁獲など地域毎の漁場の偏りに対応しきれなかったことから、より広く全国規模で、定置網に限った共同管理枠を新たに設ける方向となった。イメージとしては、現行のブロック管理から希望する都道府県の定置網分を抜き出し、新たに定置網に特化した全国規模の共同管理ブロックを作る形だ。

この案については、浜周りはもちろん、水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会などでも意見を聴きながら、詰めていった。そして、水産庁から都道府県

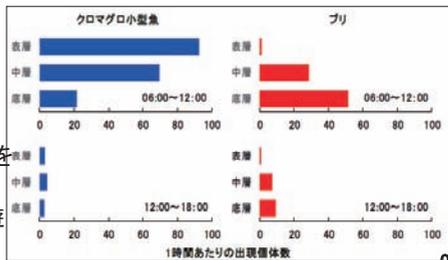
・定置網の技術開発の概要①

- クロマグロ小型魚と他の魚種では定置網内での行動に違いがある。
- 水面下の逃避口から放流することにより、高い生残率が期待できる。
- 今後、漁具構造の改良や操業方法の改良により、効果的な放流技術の開発を進める。  
(平成26年度農林水産試験研究費補助金「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」)

○ クロマグロ小型魚とブリの遊泳層の違い1

<クロマグロ小型魚と他魚種の行動特性の比較>

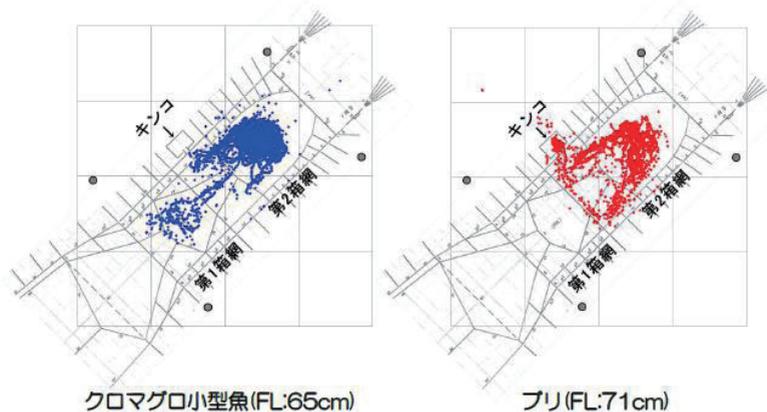
- ・水中カメラとバイオテレメリーで定置網内の魚の行動を観察した。
- ・クロマグロは表層を遊泳、ブリは底層を遊泳する傾向がみられた。
- ・クロマグロ小型魚は第1～第2箱網を往復、ブリはキンコに入網した。
- ・クロマグロ小型魚は網から離れて遊泳し、ブリは網に接近して遊泳した。



・定置網の技術開発の概要②

○ クロマグロ小型魚とブリの遊泳層の違い2

(2015年6月21日 10:00~11:00の1秒ごとの位置データ、第1箱網の入口は閉鎖)



【資料17 定置網の技術開発の概要】

(出典 太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議(2016(平成28)年8月26日)資料より抜粋)

二〇一四(平成二六)年度に「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」を活用し、定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発に取り組んだ

併せて、水産庁では二〇一七(平成二九)年度の新規事業として、定置網における混獲回避技術の開発支援【資料17】

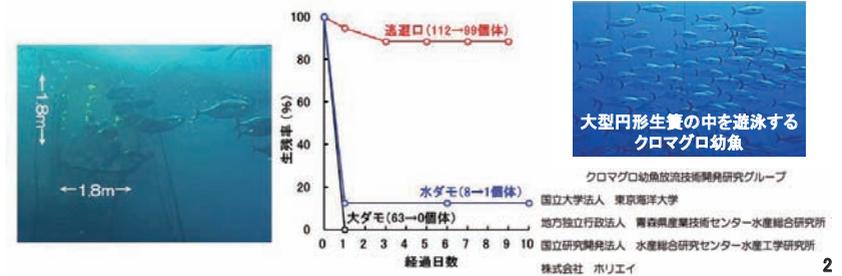
定置網において、太平洋クロマグロの資源管理を行う手法としては、漁獲状況に応じた小型魚の再放流や休漁などがあるが、小型魚の混獲回避や再放流は、漁具の特性上、容易ではなく、改良漁具の開発、小型魚の混獲回避や効果的な再放流の技術開発を求める声が高まっていた。こうした中、二〇一四(平成二六)年度に「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」を活用し、定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発に取り組んだ。結果としては、クロマグロ小型魚と他の魚種では定置網内での行動に違いがあることや、クロマグロを水面下の逃避口から放流することにより、高い生残率が期待できることが示された。今後は、漁具構造の改良や操業方法の改良により、効果的な放流技術の開発を進めることとし、二〇一六(平成二八)年度より三年間、定置網に入網したクロマグロ幼魚の選別・放流技術の開発に取り組んでいくところである。

対し、定置網の共同管理に参加するかどうか意向を確認しつつ、ブロック毎の管理規程同様、都道府県と定置網の共同管理規程の検討を進めた。なお、定置網の共同管理に参加しない都道府県は、これまで同様、ブロックの単県管理やグループ管理の中で定置網の管理を行うこととした。

### ・定置網の技術開発の概要③

#### ○ クロマグロ小型魚の放流方法と生残率

- ・定置網に入網したクロマグロ小型魚を以下の方法で大型円形生簀に放流した。
  - ① 従来の大ダモを使用
  - ② 水ダモを使用
  - ③ 魚捕部に設けた逃避口を経由
- ・生残率は大ダモが0%、水ダモが13%、逃避口が88%だった。



【資料17 つづき】

るクロマグロの混獲回避のための漁具改良等を支援する事業（パイロット事業）を要求している。太平洋クロマグロの資源管理を着実に進めるためにも、こうした支援事業について漁業者のニーズに応じながら、検討を進めていきたい。

#### （都道府県計画の検討・作成と沿岸六ブロックの第二管理期間開始）【資料18～19】

水産政策審議会資源管理分科会や広域漁業調整委員会における、くろまぐろ型の数量管理の方向性の議論を踏まえつつ、事務的には、都道府県計画の検討・作成を進めていった。

二〇一六（平成二十八）年三月  
 一日付けで、水産庁管理課長・  
 漁業調整課長名で、各都道府県  
 水産主務課長あてに、都道府県  
 計画の作成を依頼

二〇一六（平成二十八）年三月一日付けで、水産庁管理課長・漁業調整課長名で、各都道府県水産主務課長あてに、都道府県計画の作成を依頼した。

- その後、二〇一六（平成二十八）年四月二十七日に都道府県担当者会議を東京で開催し、
- 同年三月の北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（ISC）での二〇一六年太平洋クロマグロ資源評価結果の概要や、緊急ルール、長期管理方策等の国際動向、
- 同年七月からの第二管理期間におけるくろまぐろ型の数量管理として、ブロック管理を基本に、都道府県毎に管理計画を作成し、同計画に基づき、漁期や漁獲状況に対応した管理方式を検討していくこと、

\*42：平成二十八年三月十一日付け二七水管第三二八号水産庁管理課長・漁業調整課長。

## 1. 本年7月からの「クロマグロ型の数量管理」について

昨年	今年
小型魚4,007トン ①知事管理分は6ブロックに分けて管理 ②大臣管理分は、大中まきと近海竿釣りなど漁法ごとに管理	・管理数量は今までと同じ ・管理区分、方法は昨年を基本に課題を改善
※自主管理(罰則はなし)	
<b>【明らかとなった課題】</b> ・漁場の偏りにより、北を中心に漁獲枠の消化が進む状況。 ・特に定置網について、枠を超えるなど管理が難しい。	・定置網は広域の共同管理 ・その他の漁業は6つのブロック管理 ・都道府県毎に管理計画を作成。同計画に基づき、漁期や漁獲状況に対応した管理方式を検討(漁業者) ☆取組状況を踏まえながら資源管理法による管理を検討

## 5. 今後の検討の方向性

- 枠を超えてしまうと、結果としては、資源管理をしている他の漁業者の枠を減らしてしまうことに……。そして、それが日本全体で積み上がると我が国の上限4,007トンを超え、国際約束の遵守が困難に……。
- 定置網であっても可能な管理の取り組みは徹底していく必要。
- 取り組みを徹底してもなお漁獲が積み上がった場合、完全にクロマグロの漁獲を止めるためには休漁となってしまうが、休漁となると、定置の水揚げが全部ストップしてしまい、地域経済にも影響のおそれ。



【資料18 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について】

二〇一六(平成二十八)年五月二四日の水産政策審議会資源管理分科会では、二〇一六(平成二十八)年七月からの沿岸漁業の第二管理期間開始に合わせ、くろまぐろ型の数量管理の全体的なイメージや、くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画試行案を示した。

・ 特に定置網は、ブロックを超えた共同管理枠を設定し、やむを得ず定置網が枠を超える場合の対応を検討すること、  
 ・ 今後の作業スケジュールを説明した。

また、同日引き続いて開催したブロック会議で、都道府県計画案の検討状況を情報共有し、その後も、水産庁や都道府県間など、お互いに感度調整をしながら都道府県計画案の詰めの作業を進めた。併せて、各都道府県では計画案について、都道府県毎に海区漁業調整委員会に報告し、漁業者等の意見を聴いて更なる詰めをもらった。

二〇一六(平成二十八)年五月二四日の水産政策審議会資源管理分科会では、二〇一六(平成二十八)年七月からの沿岸漁業の第二管理期間開始に合わせた、くろまぐろ型の数量管理の全体的なイメージや、くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画試行案を示した。

各都道府県で作成の都道府県計画案については、二〇一六(平成二十八)年六月一五日に、各都道府県水産主務課長に対し、水産庁管理課長・漁業調整課長より「くろまぐろ型の数量管理に関する都道府県計画(試行)」の提出を依頼し、取りまとめを行った。

\*43:平成二十八年六月十五日付け二八水管第五八一号水産庁管理課長・漁業調整課長。

- から半減（8,015トン→4,007トン）させ、  
 (2) 30キログラム以上の大型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲量4,882トンを超えないようにする。

2 太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量は次表のとおりとする。  
 (単位：トン)

第1種特定海洋生物資源(試行)	管理の対象となる期間	漁獲可能量
太平洋くろまぐろ	(第2管理期間)	8,889
30キログラム未満の小型魚	(第2管理期間)	4,007
30キログラム以上の大型魚	(第2管理期間)	4,882

(注) 第2管理期間とは、第4の指定漁業等(大臣管理)は平成28年1月1日から12月31日まで、第5の都道府県(知事管理)は平成28年7月1日から平成29年6月30日までとする。

- 3 漁獲可能量に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合や我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

第4 太平洋くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

- 1 第3の2の表に掲げる太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(1) 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (単位：トン)

第1種特定海洋生物資源(試行)	指定漁業等の種類	数量
太平洋くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚	大中型まき網漁業	2,000
	近海かつお・まぐろ漁業	62
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2) 第3の3の規定に基づき、必要な場合には配分量の改定を行うものとする。

(2) 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

都道府県が管理する漁業により漁獲される数量とあわせて、4,882トンとする。

第5 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

太平洋くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に韓国やメキシコなど他国による漁獲も多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることから、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

一方で、資源状況については、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)の資源評価により、親魚資源量が低い水準にあり、近年の未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の低下が懸念されてきている。

このような状況から、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において同資源の保存管理措置について議論がされた上で、同資源の回復を図るための措置が決められてきており、平成27年(2015年)には2016年の保存管理措置として、以下の内容が決められたところである。

- ① 現在の親魚資源量を、2024年までに歴史的中間値まで60パーセント以上の確率で回復させることを暫定目標
  - ② 30キログラム未満の小型魚の漁獲量を2002年から2004年までの平均水準から50パーセント削減(日本：8,015トン→4,007トン)
  - ③ 30キログラム以上の大型魚の漁獲量を2002年から2004年までの平均水準から増加させない(日本：4,882トン)
  - ④ 2015年、2016年で長期管理方策を議論
  - ⑤ 2016年の資源評価結果を踏まえ措置のレビューを実施
  - ⑥ 加入量が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を2016年に決定
- これらの状況を踏まえ、我が国はこれまでも率先して管理強化に取り組んできたところであるが、今後とも、これらの国際合意が守られるよう本基本計画において漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定するものである。

第2 太平洋くろまぐろの動向に関する事項

我が国周辺水域で漁獲対象とされる太平洋くろまぐろは、主に北太平洋に分布する。2016年にISCが行った資源評価によると同資源の資源状況は悪く、2014年の親魚資源量はこれまでの最低水準付近にある。

第3 太平洋くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

- 1 太平洋くろまぐろの漁獲可能量の設定は、WCPFCの保存管理措置を踏まえ、現在の親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで回復させることを暫定目標とし、  
 (1) 30キログラム未満の小型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲水準

長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県	福岡県（九州西部）、佐賀県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県 13.2	計728.9
-------------------	-------------------------------------	--------

(注1) このほか水産庁留保分は16.3トン。また、各ブロックはそれぞれ留保分を設定（日本海西部（1トン）、太平洋南部・瀬戸内海（7.2トン）、九州西（14.8トン））。

(注2) 第3の3の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(注3) 都道府県は、国と協力しつつ、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請するなどを行うものとする。

**(2) 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚**

第4の1の(1)に定める指定漁業等による数量とあわせて、4,882トンとする。

**第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項**

- 1 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の漁獲量が2002年から2004年までの平均漁獲量を超えないよう自主的な資源管理措置の継続を促進することとする。
- 2 漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、太平洋くろまぐろの保存及び管理に係る協定の締結・実施を促進することとする。

**第7 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項**

- 1 太平洋くろまぐろの保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 太平洋くろまぐろは、年によって来遊及び漁獲状況が大きく変化することから、知事管理量間及び大臣管理量と知事管理量間の数量の調整が行えるよう、水産政策審議会の意見を聴きながらそのルールを検討することとする。
- 3 各都道府県は共同で管理する数量が守られるよう協力するとともに、管下の漁業関係者に対する指導を行うものとし、国は当該共同管理が円滑に行われるよう必要な助言・指導を行うものとする。
- 4 結果的に漁獲可能量を超過することとなった場合にはWCPFCの保存管理措置に基づき、超過量を翌年の我が国漁獲上限から差し引くとともに、同様の考え方により配分数量に反映させる。

1 第3の2の表に掲げる太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

**(1) 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (単位：トン)**

ブロック及び都道府県名	数量	内訳
・太平洋北部ブロック 北海道（太平洋北部）、青森県（太平洋北部）、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	249.3	福島県7.9 茨城県18.9 北海道(太平洋北部)、青森県(太平洋北部)、岩手県及び宮城県14.9 計41.7
・日本海北部ブロック 北海道（日本海北部）、青森県（日本海北部）、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県	506.1	青森県(日本海北部)215.2 北海道(日本海北部)、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県80.5 計295.7
・日本海西部ブロック 福井県、京都府、兵庫県（日本海西部）、鳥取県及び島根県	119.5	島根県72.0 福井県及び京都府2.0 兵庫県(日本海西部)及び鳥取県2.7 計76.7
・太平洋南部ブロック及び瀬戸内海ブロック 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、大阪府、兵庫県（瀬戸内海）、岡山県、広島県、山口県（瀬戸内海）、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、福岡県（瀬戸内海）、大分県及び宮崎県	259.9	千葉県38.8 神奈川県31.9 静岡県23.5 和歌山県22.3 高知県62.8 愛媛県7.0 福岡県(瀬戸内海)0.3 東京都、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県(瀬戸内海)、岡山県、広島県、山口県(瀬戸内海)、徳島県、香川県、大分県及び宮崎県50.0 計236.6
・九州西部ブロック 山口県（九州西部）、福岡県（九州西部）、佐賀県、	749.9	長崎県632.3 山口県(九州西部)83.4

定置網の共同管理を行う関係道府県及びその数量  
北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、京都府、福井県、兵庫県（日本海西部）、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県  
計482.1

沿岸漁業の第二管理期間がはじまった二〇一六（平成二十八）年七月一日に、国の基本計画である「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画（試行）」を水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」に掲載するとともに、第二管理期間におけるブロック毎の管理規程も同様に掲載した。また、各都道府県が作成した「くろまぐろ型の数量管理に関する都道府県計画（試行）」については、準備が整った計画から「くろまぐろの部屋」に掲載した。そして、二〇一六（平成二十八）年七月一三日開催の水産政策審議会資源管理分科会で、国の基本計画である「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画（試行）」を報告した。

#### （二〇一六（平成二十八）年八月の全国会議）【資料20】

二〇一六（平成二十八）年八月二十六日、太平洋クロマグロの全国会議を東京の三田共用会議所講堂で開催

二〇一六（平成二十八）年八月二十六日、太平洋クロマグロの全国会議を東京の三田共用会議所講堂で開催した。参加者は約四〇〇名と大変多くの方の参加をいただいた。

今回の会議は、翌週の八月二十九日からWCPFC北小委員会が開催されるため、まずは、太平洋クロマグロをめぐる国際情勢として、

- ① 資源評価結果に基づく現行措置のレビュー
- ② 長期管理方策（暫定管理目標達成後の更なる管理目標や漁獲管理ルールの設定）の検討

- ③ 緊急ルール（加入量の著しい低下が発生した場合に緊急的に発動する措置）の作成

- ④ 漁獲証明制度（漁獲から最終消費地までの貨物の動きを記載した書類を政府が認証することにより、当該漁獲物が地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守したものであることを確認する制度）の検討

を説明するとともに、国内における管理の方向性として、

- ① これまでの全国会議や浜周りなどで出された主な意見と対応状況についてのまとめ
- ② 第一管理期間（二〇一五（平成二十七）年一月から二〇一六（平成二十八）年六月）までの漁獲結果として、漁業者の資源管理の取組により我が国の漁獲上限は達成できたこと
- ③ 第二管理期間におけるくろまぐろ型の数量管理として、定置網の共同管理や、都道府県毎に管理計画を作成し計画に基づいた数量管理の実施、漁期と漁獲状況に対応した管理方式の更なる検討を行うこと、そして取組状況を踏まえながら、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による管理を検討すること

を説明し意見交換を行った。

参加者からは、クロマグロ養殖や養殖用の天然種苗採捕、産卵期操業、まき網への配分、遊漁の管理、定置網の管理手法、浜への迅速な情報伝達等について、幅広い意見が出された。

第一管理期間（二〇一五（平成二十七）年一月から二〇一六（平成二十八）年六月）までの漁獲結果として、漁業者の資源管理の取組により我が国の漁獲上限は達成できた

### 1-3. これまで出された意見と対応状況③

これまで出された主な意見	対応状況
・漁獲上限は、まき網と沿岸で半々ではなく、まき網がもっと取り組むべき	・過去の実績で漁法別に半減すると、まき網2,273トン、その他漁業1,735トンとなるが、まき網を大幅に削減し2,000トン(△56%)とし、その他漁業2,007トン(△42%)としている。
3. 定置網の管理	
・定置網は待ちの漁業であり、狙って獲る漁船漁業とは異なることに配慮すべき	・ある地域だけで考えると、来遊状況により漁獲が大きく変化することから、全国一本の定置網の共同管理を新設。 ・地域や時期によっては、クロマグロを主漁期として操業しているものがあり、この時期は漁船漁業同様、漁獲が積み上がる場合は、網上げ休漁が必要。
・定置網の年間漁獲量に占めるクロマグロの割合は数%に過ぎず、このために、サケやブリなどの盛漁期に網上げ休漁を行うことはできない。	・定置網全体で見ると相当量漁獲されている状況。 ・国際合意の達成には、全ての漁業者が漁期に合わせ、何らかの管理の取組みを行う必要。 ・来遊や漁獲状況の変化等による不確実性に柔軟に対応しつつ、不公平感なく行える枠組みを検討中。

2

### 1-4. これまで出された意見と対応状況④

これまで出された主な意見	対応状況
・定置網でクロマグロの漁獲を止めるには、網上げ休漁となり、その場合、全ての水揚げが止まり、地域経済への影響が大きい	・定置網の共同管理や、漁期毎の管理手法、現在検討中の来遊状況の変化等による不確実性に柔軟に対応するための枠組みなどを検討中。
・定置網におけるクロマグロの漁獲回避技術の開発を行うべき	・農水省技術会議事務局の予算を活用して、定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発に関する調査・実験がなされており、引き続き取り組んでいきたい。
4. 養殖の管理	
・まき網による天然の養殖用種苗の管理も行うべき	・小型魚の管理の中には養殖用種苗の採捕も含まれており、くろまぐろ型の数量管理の徹底を図っていきたい。
・天然の養殖用種苗によるクロマグロ養殖が野放図に増えないよう管理すべき	・農水大臣指示により、天然種苗の活込尾数が平成23年より増加するような養殖漁場の新たな設定を行わないこととし、併せて、養殖業者に対し養殖実績の報告を義務づけているところ。

3

【資料20 つづき①】

### 1-1. これまで出された意見と対応状況①

これまで出された主な意見	対応状況
1. 大型魚や産卵期規制	
・大型魚も小型魚同様、管理すべき ・産卵期規制を強化すべき	・ISCでは、クロマグロ資源に関し、産卵期という特定の期間に限定せずに、小型魚から大型魚まで、現在の漁業が年間を通じて資源にどのような影響を与えているのかを解析している。 ・その結果、太平洋クロマグロでは、0、1才魚の小型魚の漁獲が資源に最も大きな影響を与えており(総漁獲尾数の9割以上)、小型魚の漁獲削減が資源増大に向けた最優先課題で、そのうえで増大を確実にするため、親魚の漁獲を増大させないことが重要との認識で管理勧告を行っている。 ・この資源評価に基づき、WCPFCで小型魚、大型魚それぞれの漁獲規制が決定されており、これに従えば高い確率で資源が回復されることもISCで確認されている。我が国はこの規制を誠実に遵守し、小型魚4,007トン、大型魚4,882トンを漁獲上限として管理を行っているところである。 ・さらに、このような国際約束に加え、大中小型まき網漁業は自主的に、日本海産卵期の6~8月の漁獲量1,800トンとし、さらに8月の操業を自粛しているところである。

0

### 1-2. これまで出された意見と対応状況②

これまで出された主な意見	対応状況
・大中小型まき網漁業の自主規制の産卵期操業について、小型魚の管理同様、公的規制にすべき。	・小型魚の管理も、産卵期操業の管理も、現時点では法的には罰則のない自主規制として実施。 ・大型魚を含む公的規制の導入については、漁獲可能量制度を念頭において「くろまぐろ型の数量管理」の試行を行いながら検討中。
2. まき網と沿岸漁業	
・経営規模の大きいまき網から、管理に取り組むべき	・まき網は、沿岸漁業の漁獲量管理が開始された平成27年に先立つ、平成23年からWCPFCの管理開始に合わせ漁獲量管理を開始している。
・沿岸に影響が出ないよう、まき網のみで国際合意を達成すべき	・沿岸漁業でも相当量の漁獲がある状況。 ・国際合意である小型魚の半減は大変厳しい内容であり、クロマグロを漁獲する全ての漁業者の協力が必要。

1

【資料20 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について】

(出典 太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議(2016(平成28)年8月26日)資料より抜粋)

## 1-5. これまで出された意見と対応状況⑤

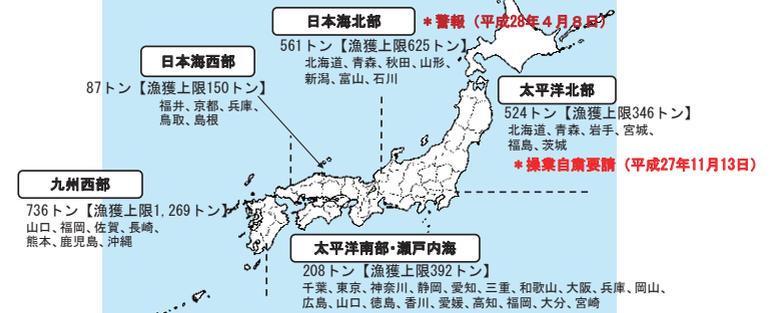
これまで出された主な意見	対応状況
5. その他	
・日本のみならず、韓国や台湾なども管理を行うべき	・国際合意に基づき、韓国や台湾、アメリカ、メキシコなどクロマグロを漁獲する関係国等が、我が国同様、小型魚の半減などに取り組んでおり、引き続き、国際的対応を積極的に進めていきたい。
・遊漁についても、管理の対象とすべき	・遊漁においても、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととしており、水産庁ホームページのほか、釣りに関する番組や、釣り人が多く集まる場等で、リーフレットを活用しながら協力を呼びかけながら対応を進めているところ。

4

## 2-1. 第1管理期間(H27.1~H28.6まで)の漁獲結果について

### 〇30キロ未満小型魚の漁獲量

- ・大中小型まき網漁業 923トン【漁獲上限2,000トン】(H27.1.1~12.31の間)
- ・近海竿釣り漁業等 13トン【漁獲上限 106トン】(H27.1.1~12.31の間)
- ・近海竿釣り漁業 0トン
- ・かじき等流し網漁業等 13トン
- ・沿岸漁業(曳き縄、定置網等) 2,115トン【漁獲上限2,810トン】(H27.1.1~H28.6時点)



### 〇30キロ以上大型魚の漁獲量 3,680トン【漁獲上限4,882トン】(H27.1.1~12.31の間)

※この漁獲状況は現時点でのとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていきますので御留意ください。  
※単位未満を四捨五入しているため内訳と計が一致しない場合があります。

5

【資料20 つづき②】

二〇一六年八月二十五日、「第一管理期間における太平洋クロマグロの資源管理の総括」を最終化し、二〇一六(平成二十八)年九月二日付けで、各都道府県水産主務課長に対し水産庁管理課長より示した。

### (第一管理期間の総括)

第一管理期間(二〇一五(平成二十七)年一月から二〇一六(平成二十八)年六月まで)の漁獲結果は、漁業者の資源管理の取組により我が国の漁獲上限全体としては達成できたが、北海道や東北地方の定置網を中心に漁獲が積み上がり、太平洋北部ブロックでは操業自粛要請が出されるなど、地域毎に状況は異なった。このため、各都道府県を通じて、第一管理期間の総括を行うこととし、二〇一六(平成二十八)年六月二十八日付けで、各都道府県水産主務課長に対し水産庁管理課長より依頼<sup>\*44</sup>した。都道府県からの総括を取りまとめ、全国会議の前日(二〇一六年八月二十五日)に開催した都道府県担当者会議でコンセンサスを得た上で、「第一管理期間における太平洋クロマグロの資源管理の総括」を最終化し、二〇一六(平成二十八)年九月二日付けで、各都道府県水産主務課長に対し水産庁管理課長より示した。<sup>\*45</sup>

### (漁業者による具体的取組の検討)

くろまぐろ型の数量管理を着実に進めていくためには、国の基本計画や都道府県計画に基づいた数量管理の実施と併せて、各都道府県内の海域毎、漁業種類毎に漁期や

\*44：平成二十八年六月二十八日付け二八水管第六八七号水産庁管理課長。

\*45：平成二十八年九月十二日付け二八水管第六八七号一水産庁管理課長。

漁獲状況に応じて漁業者がどのような管理の取組を行うのか、個別の検討が必要なことから、都道府県毎に「くろまぐろ型の数量管理に関する漁業者間の管理協定」として、地域のルール作りを進めていきたいと考えている。ただ、一口にルールと言っても、すぐにできるものではないことから、まずは都道府県において検討をはじめてもらうこととした。二〇一六(平成二十八)年九月一三日に各都道府県水産主務課長に対し、水産庁管理課長から「くろまぐろ型の数量管理に関する漁業者間の管理協定の検討について依頼<sup>\*46</sup>」、今後は、二〇一六(平成二十八)年一二月を目途に、各都道府県としての検討状況を聞きながら、更なる検討を進めていきたい。

一方で、漁業者による検討もはじまった。(一社)日本定置漁業協会が中心となって、「太平洋くろまぐろ小型魚管理に向けた取組み検討チーム」を開催している。この検討チームは、国際約束である三〇キログラム未満の小型魚の漁獲上限四、〇〇七トン<sup>47</sup>をすべての漁業者が不公平感なく遵守・徹底するため、来遊や漁獲状況の変化等による不確実性に柔軟に対応するための取組みを検討するために設けられたものだ。こうした漁業者による検討も踏まえながら、くろまぐろ型の数量管理の改善を図ってきたい。

#### 〈くろまぐろ型の数量管理の今後の検討方向〉

くろまぐろ型の数量管理の検討は、国の基本計画や都道府県の計画を作って終了ではなく、作成したところがスタート地点となる。本稿を書いている現時点(二〇一六(平成二十八)年九月)は、なんとかスタート地点に立って、一步踏み出そうとしているかどうかであり、第二管理期間を通じて、国や都道府県の計画をより浜の実態に即した計画となるよう改善を重ねていくことが先決である。こうした観点から、現在、水産庁ホームページ「くろまぐろの部屋」に掲載している各計画は、改善を重ねる度に変更し、更新していくこととしている。一方で、太平洋クロマグロの資源管理は国際的な情勢も大きく影響することから、国際約束を守るために、法的担保の必要性が生じた際は、速やかに移行できる準備を進める必要も出てくる。現行の各計画は、漁獲可能量制度を踏まえたものとなっており、資源管理法で定める事項は網羅しているため、法律上の手続きがなされれば、形式上はすぐにも法的担保は可能となっている。しかし、浜の実態に即した形でなければ、管理がうまくいかないため、担当者としては、国際情勢に応じ、いつでも法的担保に移行できるよう緊張感を持ちつつも、まずは、くろまぐろ型数量管理の試行にしっかり取り組み、計画の改善と仕組みの改善に万全を期していきたいと考えている。

太平洋クロマグロの資源管理は国際的な情勢も大きく影響することから、国際約束を守るために、法的担保の必要性が生じた際は、速やかに移行できる準備を進める必要も出てくる

(一社)日本定置協会を中心に、「太平洋くろまぐろ小型魚管理に向けた取組み検討チーム」を開催

\*46：平成二十八年九月十三日付け二八水管第一一五八号水産庁資源管理部管理課長。

## 時事余聞

◇：子供同士や夫婦間の争いは、最近では死亡事件にまで発展するケースがみられる。公序良俗を誇る日本としては決してほめられた話ではない。世相の悪化や人心の荒廃が指摘されるかも知れないが、外国と比べればさほどひどくはない。日本人には誰しもが人に対する愛情をもち、これが相互の信頼関係をづくり長い交際の土台づくりとなっている。幼少の頃からかなり老いてまで喧嘩もなく親類つき合いが続くのもそのせいに違いない。

◇：友達同士で「彼との付き合いは飽きたよ」、なんてことはあまりない。そういう意味で日本にも儒教の思想が根深く浸透しているのだろう。儒教の根本はなんといっても「仁」である。論語の中でも「仁」という言葉が百回近く出てくる。儒教にとつて仁は至上最高の徳目である。「仁」とは何か。孔子はこれについて特別な定義はつけていない。ただ「仁」というのは孔子は「人を愛することだ」と述べている。これが相手を束

縛するようなことでは孔子の本意にそわない。孔子によれば更に「相手に対する思いやり」という言葉をそえている。これがつまり「仁」であって「恕」の精神にちがいない。「己に克ちて礼に復を仁となす」と述べている。孔子のとく「克己復礼」ということか。仁によって人は本当に人を愛し、逆に憎むことができるということだ、と解される。

◇：これに対し仏教は「慈悲」という言葉を使っている。「慈」は愛の意の訳語だという。「悲」は「同朋に利益と安樂を与えよう」と望むことだ、という。この「慈悲」の心が現れるためには自分に利己心があつてはいけない。こうした利己心のない「愛」を「慈悲」と呼んで区別している。だからこそ仏教では利己を中心とする愛を単に愛といい、利己心のない愛を「慈悲」と呼ぶ。浄土真宗の開祖「親鸞」は「もののあわれみ、かなしみ、はぐくむ」ものなりという。更に自力の仏教（聖道門）では修行によって「慈悲」の心は身につけるものだと説いている。(K)

## 編集後記

本号では、前号に続き太平洋クロマグロの小型魚漁獲の半減に向けた取組について、半減措置決定以降の国内対応に絞って解説していただきました。クロマグロは日本各地で様々な漁法により漁獲されており、またそれぞれ盛漁期なども異なっています。そのため、関係する全ての地域や漁業種類に対して厳格な漁獲数量管理を導入するに当たっては周到な準備がなされ、かなりのご苦労があつたことが伺われます。両著者に深く感謝致します。

### 「水産振興」第五九〇号

平成二十九年二月一日発行

(非売品)

編集者 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一号  
豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会  
電話 ☎ 三五三三八二一一  
FAX ☎ 三五三三八二一六  
印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十九年二月一日発行（毎月一回一日発行）五九〇号（第五十一卷二号）